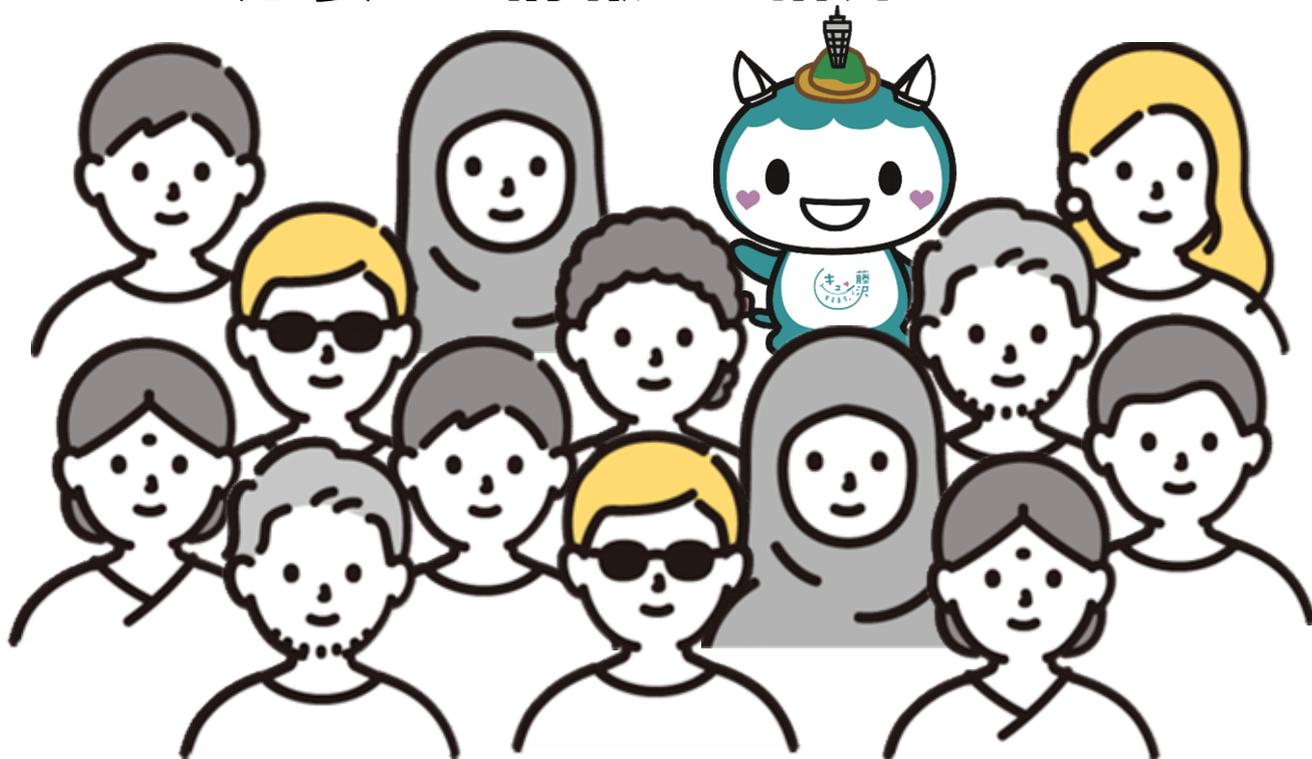


ねんど にほんごばん
2023年度 **日本語版**

ふじさわ せい かつ が い ど 生活ガイド

がいこくじんしみん かた せいかつ
外国人市民の方に、生活に
ひつよう じょうほう しょうかい
必要な 情報を 紹介します



きゅん ふじさわ
「キユンとするまち。藤沢」

こうしき ますこつと きやらくたー きゅん
公式マスコットキャラクター ふじキュン♡

にほんご
日本語

ふじさわし
藤沢市

目次



とどけてどう 届出等

1. 住民登録の届出・手続き 1
じゅうみんとろく とどけて てつづ
2. 婚姻届 3
こんいんとどけ
3. 印鑑 4
いんかん
4. マイナンバー 5
まいなんばー



くらし

5. ごみの出し方 6
だ かた
6. 電気・水道・ガス 8
でんき すいどう がす
7. 公営住宅 9
こうえいじゅうたく
8. 大気汚染 10
たいきおせん
9. 危ない野生の生きもの 12
あぶ やせい い



ぜいきん 税金

10. 税金 13
ぜいきん



いりょう ふくし 医療・福祉

11. 藤沢市民病院 15
ふじさわしみんびょういん
- * 医療通訳が使える病院
いりょうつうやく つか びょういん
- コラム③ 医療機関の種類
こらむ ③ いりょうきかん しゅるい
12. 国民健康保険 17
こくみんけんこうほけん
13. 後期高齢者医療制度 21
こうきこうれいしゃいりょうせいど
14. 国民年金 23
こくみんねんきん
- コラム④ 自治会・町内会
こらむ ④ じちがい ちょうないかい
15. 介護保険 25
かいごほけん
16. 障がいに関する手帳と自立支援医療制度 28
しょうがい かん ていしょう じりつしえんいりょうせいど
- コラム⑤ ヘルプマーク
こらむ ⑤ へるぶまーく
17. 大人の健康 30
おとな けんこう



こそだ 子育て

18. 妊娠・出産 33
にんしん しゅっさん
19. 子どもに関する手当 35
こ かん てあて
20. 子育て支援事業 36
こそだ しえんじぎょう
21. 子どもの健康 42
こ けんこう
22. 保育・教育 45
ほいく きょういく



きんきゅうじ 緊急時

23. 地震 47
じしん
24. 風水害 48
ふうすいかい
25. 火事 49
かじ
26. 救急医療 51
きゅうきゅういりょう



こま 困ったときは...

27. 相談窓口 54
そうだんまどぐち



ふじさわし しまいゆうこうとし 藤沢市の姉妹友好都市

28. 藤沢市の姉妹友好都市 55
ふじさわし しまいゆうこうとし



- 市の情報をお届け
し じょうほう とど
- 施設案内
しせつあんない
- (市民センター・公民館・図書館・その他)
しみんせんたー こうみんかん としょかん ほか
- 日本語・生活・仕事を支援する
にほんご せいかつ しごと しえん
- 庁舎案内
ちやうしゃあんない



1. 住民登録の届出・手続き

ざいりゅうきかん にち こ しかく も かた にほん ねんいじょうす よてい がいこくせき ひと
在留期間が90日を超える資格をお持ちの方で、日本に1年以上住む予定がある外国籍の人は、

じゅうみんとうろく とどけで
「住民登録の届出」をしてください。

てつづ しやくしよほんちようしゃ かい しみんまどぐちせんたー かくしみんせんたー いしかわぶんかん
手続きは、市役所本庁舎1階 市民窓口センター、各市民センター・石川分館でできます。

A. 外国から藤沢市へ引越したとき



とどけできかん 届出期間	にゆうこく ひと す ほじ にちいない 入国した人は住み始めてから14日以内 すで ふじさわ す ひと ざいりゅうか ー ど きよかび にちいない 既に藤沢に住んでいる人は在留カードの許可日から14日以内
とどけでにん 届出人	ほんにん ほんにん どういつ せたいいん 本人または本人と同一の世帯員
とどけで 届出に ひつよう 必要なもの	<input type="checkbox"/> ざいりゅうか ー ど 在留カード <input type="checkbox"/> ぱすぽーと パスポート <input type="checkbox"/> どういつせたいない せたいぬし がいこくせき ひと ばあい ほんにん せたいぬし つづきがら しょうめい こうてき 同一世帯内の世帯主が外国籍の人の場合は、本人と世帯主との続柄を証明する公的な ぶんしよ ほんやくぶん にほんご も ばあい せいかく つづきがら じゅうみんひょう きさい 文書とその翻訳文（日本語）（お持ちでない場合、正確な続柄が住民票に記載されない ばあい 場合があります。）

B. 住所に変更があったとき（転入・転出・転居）

じゅうしよ へんこう
住所に変更があったときは、住所の変更届出をしてください。

てんにゅうとどけ ほか し くらうそん ふじさわし ひっこ 転入届（他の市区町村から藤沢市へ引越したとき）

とどけできかん 届出期間	す ほじ にちいない 住み始めてから14日以内
とどけでにん 届出人	ほんにん ほんにん どういつ せたいいん 本人または本人と同一の世帯員
とどけで 届出に ひつよう 必要なもの	<input type="checkbox"/> ざいりゅうか ー ど とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> てんしゅつしょうめいしよ 転出証明書 <input type="checkbox"/> まいなんばーかーど も ひと マイナンバーカード（持っている人のみ） <input type="checkbox"/> どういつせたいない せたいぬし がいこくせき ひと ばあい ほんにん せたいぬし つづきがら しょうめい こうてき 同一世帯内の世帯主が外国籍の人の場合は、本人と世帯主との続柄を証明する公的な ぶんしよ ほんやくぶん にほんご も ばあい せいかく つづきがら じゅうみんひょう きさい 文書とその翻訳文（日本語）（お持ちでない場合、正確な続柄が住民票に記載されない ばあい 場合があります。）



2. 婚姻届

がいこくせき ひと にほんじん けっこん つぎ しょうい ひつよう
外国籍の人が日本人と結婚するには、次の書類が必要です。

A. 日本で結婚する場合

- 婚姻届
- 婚姻要件具備証明書（大使館などで発行）とその日本語訳
- 国籍証明書（パスポートでも代用可能）とその日本語訳
- 出生証明書とその日本語訳
- 日本人の戸籍謄本

B. 外国で結婚したことを日本に届け出る場合

- 婚姻届
- 婚姻証明書（結婚した国で発行）とその日本語訳
- 国籍証明書（パスポートでも代用可能）とその日本語訳
- 出生証明書とその日本語訳
- 日本人の戸籍謄本

がいこく しょうめいしょ おりじなる ようい にほんごやく さいご やく
外国の証明書はオリジナルを用意してください。日本語訳には最後に訳した
ひと しめい か きほんてき こんいん とどけでほうほう こくせき
人の氏名を書いてください。これは基本的な婚姻の届出方法ですが、国籍などに
よっては、すぐに届出を受付できない場合や、必要な書類、手続きが違う場合が
あります。届け出る前に戸籍事務担当に相談してください。



《 問い合わせ（日本語） 》

しみんまどぐちせんたー こせきじむたんとう
市民窓口センター 戸籍事務担当 ☎TEL 0466-50-8267

コラム① 通称

つうしょうとうろく じゅうみんひょう うつ まいなんばんかーど などにつうしょう きさい
通称登録をすれば住民票の写しやマイナンバーカードなどに通称を記載することや、通称で印鑑
とうろく
登録をすることができます。

とうろく しやくしよほんちようしや かい しみんまどぐちせんたー かくしみんせんたー いしかわぶんかん
登録は、市役所本庁舎1階 市民窓口センターと各市民センター・石川分館でできます。登録する時
は、在留カードまたは特別永住者証明書と、登録したい名前を普段使っていることが証明できるもの
（健康保険証など）を数点持って来てください。

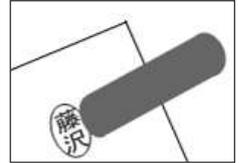
《 問い合わせ（日本語） 》 しみんまどぐちせんたー じゅうみんたんとう ないせん
市民窓口センター 住民担当 ☎TEL 0466-25-1111(内線2546、2547)



3. 印鑑

日本では、契約するときや公の書類には、本人の署名（サイン）と押印（印鑑を押すこと）が必要です。印鑑は欧米のサインと同じで、ほとんどの日本人が、公には「印鑑」、日常的には「判子」と呼ばれる個人の印章を持っています。

印鑑屋や文具店では、出来上がった印鑑（日本人の名字が彫られたもの）を売っています。外国人用のものはありませんが、自分の希望する印鑑を作ってもらうこともできます。



A. 印鑑登録

土地や家などの不動産、自動車を買うときや売るとき、普通の印鑑では契約することができません。このような重要な契約の場合には、「実印」という印鑑が必要になります。「実印」とは、市役所に印鑑登録をしている印鑑のことです。外国籍の人でも、住民登録をしている15歳以上の人は、印鑑登録をすることができます。

申請者	本人
受付場所	市役所本庁舎1階 市民窓口センター、各市民センター・石川分館
登録申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>次のような印鑑は登録できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✕ 住民票に記載されている氏名や通称で表されていないもの ✕ 印鑑の直径が7mm未満、または25mm以上のもの ✕ ゴムや合成樹脂で作られていて、形が変わりやすいもの ✕ 印影が不鮮明な（わかりにくい）もの </div>

手続きが終わると、印鑑登録証（カード）が発行されます。これは、印鑑登録証明書を受け取るために必要です。

B. 印鑑登録証明書

重要な契約をするとき、実印の他に印鑑登録証明書が必要です。これは、契約書に押された印鑑が本当に印鑑登録された実印であるかどうかを、証明するためのものです。

受付場所	市役所本庁舎1階 市民窓口センター、各市民センター・石川分館
申請に必要なもの	印鑑登録証（カード）

《 問い合わせ（日本語） 》

市民窓口センター 住民担当 ☎TEL 0466-50-8268

4. マイナンバー



マイナンバーは、日本で生活するために、必要になる大切な番号です。新たに海外から入国した人は、住居地の届出をした後、マイナンバーの載ったお手紙が郵送で住民票の住所に届きます。

A. マイナンバーカード

マイナンバーカードはプラスチック製のカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・本人の顔写真、裏面にマイナンバーが書いてあります。

マイナンバーカードを作りたい外国籍の人は郵送やWEBサイトか窓口で申請ができます。郵送やWEBサイトでも申し込む場合は、マイナンバーの載ったお手紙と一緒に入っているマイナンバーカード交付申請書を使います。

申請者	本人、法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人）（15歳未満の方の場合）
受付場所	市役所本庁舎1階 市民窓口センター、北部窓口（イトーヨーカドー湘南台店） ※北部窓口の開設状況につきまして、2024年3月以降は未定です。詳しくは、ホームページをご確認ください。
登録申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 在留カードなどの本人確認書類 <input type="checkbox"/> 通知カード（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード交付申請書 <input type="checkbox"/> 証明用顔写真 ※大きさが縦45mm×横35mm 正面・帽子なし・背景なしで6か月以内に撮影したもの <input type="checkbox"/> 法定代理人の在留カードなどの本人確認書類（法定代理人の場合のみ） <input type="checkbox"/> 法定代理人であることを証明する親子関係などが分かる書類（法定代理人の場合のみ）

申請をしてカードが出来上がると通知を送りますので、予約のうえ通知に書いてある「必要な物」を持って、本人が予約した場所へ来てください。

B. マイナンバーカードの在留期間更新

在留期間がある外国籍の人が在留期間を更新した場合は、更新前の在留期間の満了日までに窓口で、マイナンバーカードの延長手続きをしてください。

受付場所	市役所本庁舎1階 市民窓口センター、北部窓口（イトーヨーカドー湘南台店）、各市民センター・石川分館
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 本人の更新後の在留カード

《 問い合わせ（日本語） 》

市民窓口センター マイナンバー担当 ☎TEL 0466-50-8269



5. ごみの出し方

藤沢市では、「ごみ」と「資源」を次のとおり収集しています。

しゅるい 種類	しゅうしゅうび 収集日	だ 出 し 方		
		じかん 時間	ば 場 しよ 所	ほか そ の 他
<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ ビン 	しゅう かい 週 2 回 ようびしてい (曜日指定)	しゅうしゅうび あさ 収集日の朝 8:00 まで	こ だ じゅうたく 戸建て住宅 ---- どうろ めん -道路に面した しきちない 敷地内 しゅうごうじゅうたく 集合住宅 ---- しきちない 敷地内にある せんようしゅうせきじよ 専用集積所	○可燃ごみは藤沢市が指定した袋(有料)に入れて、出してください。 ○ビンはバケツなどの容器に入れて出してください。
<ul style="list-style-type: none"> 不燃ごみ 本・雑がみ 商品プラスチック 	つき かい 月 2 ~ 3 回 かくしゅう (隔週の ようびしてい 曜日指定)			○不燃ごみは藤沢市が指定した袋(有料)に入れて出してください。 ○本は十字にしばって出してください。 ○雑がみは紙袋などに入れ、十字にしばって出してください。 ○商品プラスチックは透明または半透明の袋(無料)に入れて出してください。
<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製容器包装 廃食用油 特定処理品目 	しゅう かい 週 1 回 ようびしてい (曜日指定)			○プラスチック製容器包装および特定処理品目は透明または半透明の袋(無料)に入れて出してください。 ○廃食用油はペットボトルに入れてふたをしめて出してください。
<ul style="list-style-type: none"> カン・なべ類 	つき かい 月 2 ~ 3 回 かくしゅう (隔週の ようびしてい 曜日指定)			○カンはバケツなどの容器に入れて出してください。 ○なべ類はそのまま出してください。
<ul style="list-style-type: none"> ペットボトル 				○ペットボトルはバケツなどの容器に入れて出してください。



5. ごみの出し方

しゅるい 種 類	しゅうしゅうび 収 集 日	だ 出 方		
		じかん 時 間	ば しょ 場 所	ほか そ の 他
・その他資源 (新聞・折込広告、 段ボール、 飲料用紙パック、 古布類)	つき かい 月 2～3 回 (隔週の 曜日指定)	7:00 9:00	各自自治会・ 町内会で 決めている場所	収集日程カレンダーの 1ブロックの方は、「新聞・折込 広告」について、不燃ごみの収集 日に、戸建て住宅は道路に面した 敷地内、集合住宅は敷地内にあ る専用集積所に出してください。
・大型ごみ (納付券1枚) ・特別大型ごみ (納付券2枚)	予約制の 各戸収集	申し込み 時に指定 された 日時	申し込み時に 指定された場所	事前に買った納付券(シール1枚 500円)に氏名か予約番号を書いて から、貼って出してください。 クレジットカードで払ったとき は、紙に氏名か予約番号を書いて から貼って出してください。
剪定枝 (剪定した枝)				
大型商品プラスチック				
使用済小型家電			市役所・市民 センター等に 設置した回収 BOX	各市民センター(石川分館除く)、 各公民館、市役所本庁舎、八部 公園、リサイクルプラザ藤沢、 石名坂環境事業所、環境事業 センター、秋葉台文化体育館、 秩父宮記念体育館の20か所に 回収ボックスを設置してありま すので、直接ボックスに入れてく ださい。

藤沢市では、ごみ・資源の種類別の収集日や、詳しいごみの出し方を掲載した案内
 冊子「収集日程カレンダー」を発行しています。冊子は、市役所の受付や市民センター
 などで配布していますので、ご利用ください。



《大型ごみ・特別大型ごみ、資源(剪定枝、大型商品プラスチック)の収集申込み》

(株) 藤沢市興業公社 TEL 0466-23-5301 / FAX 0466-26-7684

《問い合わせ(日本語)》

環境事業センター TEL 0466-87-3912

6. 電気・水道・ガス



引っ越しで、電気・水道・ガスを使い始めるとき、使わなくなるときは、前もって、各会社に連絡してください。

A. 電気

神奈川県では、100ボルト・50ヘルツの電気が使われています。それ以外の電気器具は使えないものがあるので、注意しましょう。



一度にたくさんの電気器具を使うと、契約アンペアを超え、ブレーカーのスイッチが自動的に切れることがあります。そのときは、電気器具のスイッチを切ってから、ブレーカーのスイッチを入れてください。また、よくブレーカーが切れる場合は、契約アンペアの変更を申し込み、無料で容量の大きいブレーカーに取り替えてもらえますが、電気料金が少し高くなります。

B. 水道



水道を使い始めるとき、引っ越しなどで使わなくなるときは、神奈川県営水道お客様さまコールセンターか藤沢水道営業所に連絡してください。

水が出ない、水道管から水が漏れているといった故障のときは、藤沢水道営業所に連絡してください。水道使用料は、下水道使用料とともに請求されます。

《問い合わせ（日本語）》

神奈川県営水道お客様さまコールセンター ☎TEL 0570-00-5959

（受付：月曜日～土曜日／8:30～19:00 ※祝日・12月29日～1月3日を除く）

藤沢水道営業所

☎TEL 0466-27-1211

C. ガス

家庭で使うガスは、「都市ガス」と「LPガス（プロパンガス）」の2種類あり、地域によって違います。ガスの種類に合ったガス器具を使いましょう。



ガスは使い方を間違えると、非常に危険です。ガス臭いと感じたら、火を止め、窓を開けてください。その時は、家の中で火を使ったり、換気扇や電気などのスイッチを入れてはいけません。

また、ガスの異常に気付いたら、休日・夜間を問わず、すぐにガス会社へ連絡してください。

7. 公営住宅



公営住宅とは、収入が少なく住む家に困っている人に、安い家賃で貸し出している住宅です。藤沢市内には、藤沢市が管理する「市営住宅」と神奈川県が管理する「県営住宅」があります。申し込みには、収入などの制限があり、希望者が多い場合は抽選となります。

A. 市営住宅

<p>募集期間</p>	<ol style="list-style-type: none"> 毎年7月（募集のお知らせは、6月の「広報ふじさわ」） 毎年1月（募集のお知らせは、12月の「広報ふじさわ」） <p>※ 募集時に入居されない住戸があった場合は、随時募集を行うこともあります。</p> <p>※ 募集のお知らせは、「広報ふじさわ」や市のホームページ、（一般社団法人）かながわ土地建物保全協会のホームページに掲載します。</p>
<p>入居申込 できる人</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申込者が成人であること 市内に、引き続き1年以上住民登録をしていること もしくは、市内の勤務先に1年以上勤務し、さらに通勤に往復4時間以上かかること 夫婦（婚約者及び事実婚にある人、藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの人を含む）または親子を主体とした家族であること、及び一定の条件を満たす単身者であること <p>※ただし不自然な世帯分離による入居はできません</p> <ol style="list-style-type: none"> 市が定める住宅に困っている理由にあてはまること

《 問い合わせ（日本語） 》

（一般社団法人）かながわ土地建物保全協会

TEL 0466-43-7732

B. 県営住宅

神奈川県では、年2回、5月と11月に入居者を募集しています。また入居機会を増やすため常時募集を行っています。詳しくは、次のところにお問い合わせください。

《 問い合わせ（日本語） 》

（一般社団法人）かながわ土地建物保全協会

TEL 045-201-3673



コラム② 騒音

日本では、家と家とが接近しているため、生活上の騒音が問題になることがあります。

深夜に大きな音で音楽を聴く、大声でおしゃべりする、早朝や夜中に洗濯機や掃除機を使うなどは、近所の人にうるさいと思われるかもしれません。マンション、アパートなどの集合住宅では、部屋で走り回ったりすると、下の階の人には騒音になります。





8. 大気汚染

A. 光化学スモッグ

光化学スモッグは、光化学オキシダントが原因となって発生する大気汚染で、暖かい季節（4月～10月）の風が弱く晴れた日に発生します。

光化学スモッグが発生すると、頭痛がしたり、目・鼻・のどが痛くなったりします。

○ **目や鼻、のどがおかしかったら……**

- 目を洗い、うがいをする。
- 水泳やランニングなど、外で行う激しい運動はやめる。
- 部屋の中で安静にし、必要なら病院に行く。

○

藤沢市では、光化学スモッグの注意報が出ると、防災行政無線、ふじさわ防災ナビの防災インフォメーション、ふじさわ防災ナビ～ツイッター（Twitter）、レディオ湘南（ラジオFM放送）、ジェイコム湘南（ケーブルテレビ）でお知らせしています。

また、「ふじさわメールマガジン配信サービス」（日本語のみ）にて、防災・気象情報のメール配信を行っています。メールマガジンの登録方法については、藤沢市のホームページをご覧ください。

☛登録方法のご案内

[<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kouhou/shise/koho/sonota/m-magazine/index.html>]

○ **テレホンサービスやインターネットで、注意報・警報が確認できます（日本語）**

- テレホンサービス ……☎TEL 050-5306-2687
- 神奈川県環境科学センター 「大気汚染常時監視測定結果」
インターネット…

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/realtime/index.html>

- ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション～…

<http://bosaiinfo.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

- ふじさわ防災ナビ～ツイッター（Twitter）・・・ https://twitter.com/Bousai_Fujisawa

○

B. 微小粒子状物質（PM2.5：ピーエム2.5）

微小粒子状物質は、大気中を浮遊する直径2.5μm（マイクロメートル）以下の非常に小さな粒子のことで、健康への影響が心配されています。主な発生源は、工場のボイラーや自動車、土壌や火山灰などの自然由来のものもあります。

神奈川県は、8:00、13:00にその日の微小粒子状物質の濃度が高くなると予想される時に、高濃度予報を発表します。



8. たいきおせん 大気汚染

こうのうどよほう はつびょう
○。 高濃度予報が発表されたら……

- 用事がなければ、できるだけ外へ出ない。
- ランニングなど、外で行う激しい運動はやめる。
- 部屋の中に外の空気をできるだけ入れないため、窓などの開け閉めを少なくする。
- 小さなお子さん、高齢の方、呼吸器系や循環器系に病気のある方などは、特に気を付ける。

○。

ふじさわし びしょうりゅうじょうぶつしつ こうのうどよほう で ぼうさいぎょうせいむせん ぼうさいなび ぼうさい
藤沢市では、微小粒子状物質の高濃度予報が出ると、防災行政無線、ふじさわ防災ナビの防災
いんぷおめーしょん ぼうさいなび ついっただー れでいおしょうなん らじお ほうそう
インフォメーション、ふじさわ防災ナビ～ツイッター (Twitter)、ラジオ湘南 (ラジオFM放送)、
じえいこむしょうなん けーぶるてれび し
ジェイコム湘南 (ケーブルテレビ) でお知らせしています。

てれほんさーびす かながわけんほーむぺーじ こうのうどよほう かくにん にほんご
○。 テレホンサービスや神奈川県ホームページで、高濃度予報が確認できます (日本語)

- テレホンサービス 050-5306-2686
- 神奈川県ホームページ・・・

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/realtime/index.html>

- ツイッター (エコビーのかながわ環境通信)・・・https://twitter.com/Env_KNGW

- ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション～・・・

<http://bosaiinfo.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

- ふじさわ防災ナビ～ツイッター (Twitter)・・・https://twitter.com/Bousai_Fujisawa

○。

C. のや 野焼き



のや そと も ほうりつ きんし
野焼き (ものを外で燃やすこと) は、法律で禁止されています

そと も きんじょ ひと めいわく たいき
ものを外で燃やすと、近所の人に、においなどの迷惑がかかるだけでなく、大気が
よご げんいん き ほうほう ただ だ
汚れる原因となります。ごみは決められた方法で、正しく出してください。

D. あいどりんぐ すとっぷ アイドリング・ストップ

あいどりんぐ すとっぷ ひと の にもつ つ お
アイドリング・ストップとは、人を乗せたり、荷物の積み下ろしをしたりするために
じどうしゃ ていしゃ えんじん と ねんりょう むだ つか
自動車を停車するとき、エンジンを止めて燃料を無駄に使わないようにすることです。
あいどりんぐ すとっぷ たいきおせん そうおん あくしゅう こうがいぼうし ちきゅう
アイドリング・ストップをすると、大気汚染・騒音・悪臭などの公害防止や、地球
おんだんか ぼうし
温暖化の防止にもつながります。



と あ にほんご
《 問い合わせ (日本語) 》

かんきょうほぜんか
環境保全課

☎TEL 0466-50-3519



9. 危ない野生の生きもの

野生の鳥や動物にえさをあげないでください。フンで周りが汚れます。また、許可されていない人が野生動物をとる（殺すことや卵をとることも含みます。）ことは、法律で禁止されています。

スズメバチ、トビ、アライグマは人を襲うので特に危ないです。

A. スズメバチ

家にあるスズメバチの巣にハチがいて危ない時、巣をとります。

スズメバチには毒があって、刺されるととても危険です。写真のようなスズメバチの巣を見たら、近づかないで、環境保全課に連絡してください。

ただし、アシナガバチなどの他のハチの巣は、とりません。

○ 藤沢市でとるハチの巣	× 藤沢市でとらないハチの巣
<p>スズメバチの巣</p>  <p>特徴① 丸い形 特徴② ハチの入り口が一つ</p>	<p>(例)アシナガバチの巣</p>  <p>特徴 シャワーのように、穴がたくさんある。</p>

B. トビ

海岸近くの外で食べているとき、トビが飛んできて食べ物をとることがあります。食べ物をとるときに、トビのくちばしや爪で怪我をしてしまうことがあります。トビが飛んでいたら、注意してください。



C. アライグマ・ハクビシン・タイワンリス



アライグマ ハクビシン タイワンリス

アライグマやハクビシンが家の中（天井裏など）に入っ、フンや尿をすることがあります。アライグマ・ハクビシン・タイワンリスを捕まえるための檻を貸しています。環境保全課に連絡してください。

《 問い合わせ（日本語） 》

環境保全課 ☎TEL 0466-50-3519

10. 税金



藤沢市で扱う税金は、学校教育、保育園、道路、下水道維持などに活かしています。

A. 主な税金

		問い合わせ (日本語)
市県民税	毎年1月1日現在、藤沢市に住んでいて、前年中に所得がある人に、課税されます。	市民税課 TEL 50-3510
固定資産税	毎年1月1日現在、藤沢市内に、土地、家屋、償却資産を持っている人に課税されます。	資産税課 TEL 50-3511
軽自動車税 (種別割)	毎年4月1日現在、軽自動車、自動二輪、原動機付自転車等を持っている人に課税されます。 原動機付自転車等を持っている人は、そのバイク等を人に譲る(譲渡)、処分(廃車)するとき、又は、市外へ引越したり、出国したりするときは、標識(ナンバープレート)、標識交付証明書、届出者の本人確認書類(在留カード等)を持って、市役所本庁舎4階税制課、又は長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターで、廃車手続きをしてください。 また、軽自動車、自動二輪、原動機付自転車等を盗まれたときは、警察に届出をし、数日しても戻ってこないときは、税制課に相談してください。	税制課 TEL 50-3570

※ 出国する方などで納付すべき市税がある場合、本人に代わり納税に関するすべての手続き(書類の受け取り、納税や還付金の受け取りなど)を行う「納税管理人」の届出をお願いしております。
詳しくは、市民税課又は資産税課までお問い合わせください。

B. 税金の払い方

いくら払うか書いた手紙(「納税通知書」と「納付書」)が家に届きます。次の方法で払ってください。

- 銀行や郵便局、市役所、市民センター、コンビニに「納付書」を持って行って、払います。
- 銀行や郵便局の口座(あなたのお金が入れているところ)から払います。申し込みが必要です。
- パソコンやスマートフォン(Pay-easy(ペイジー)、クレジットカード、スマホアプリ)で払います。

また、税金を払うのが遅れた人は、税金のほかに延滞金がかかる場合があります。期限までに払うことができない場合は、納税課に相談してください。

なお、外国語での納税相談も行っております。



10. 税金

がいくこ のうぜいそうだんまどぐち えいご すぺいんご ほるとがるご
外国語での納税相談窓口 (英語・スペイン語・ポルトガル語)

まいしゅうかようび
毎週 火曜日……11:30～15:00、16:00～20:00
まいしゅうげつ すい もくようび
毎週 月・水・木曜日…… 8:30～12:00、13:00～17:00
まいつきだい どようび
毎月 第4土曜日……8:30～12:00、13:00～17:00

※ 日程等については、変更になる場合があります。

と あ にほんご
《 問い合わせ (日本語) 》

のうぜいか
納税課 TEL 0466-50-3509



め も



Multiple horizontal dotted lines for writing.

11. 藤沢市民病院



TEL : 0466-25-3111

住所：藤沢市 藤沢2-6-1

ベッド数：一般病床 530床、感染症病床 6床



交通案内

①電車：小田急江ノ島線「藤沢本町駅」下車、徒歩10分

②バス：JR藤沢駅北口から<藤08、藤10、藤13、藤45、藤46、藤

藤58>の市民病院経由で『藤沢市民病院』下車すぐ

A. 外来受診

藤沢市民病院は、地域の医療機関からの紹介予約制を原則としています。必ず予約（医療機関による手続き、または電話での相談）をしてから、病院に来てください。

● 診療日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 ● 診療時間：予約により、異なります。

なお、地域の医療機関からの紹介がない場合は、診療費のほか、費用がかかります。

また、保険に加入をしている人は、必ず保険証を持って来てください。保険証がない場合は、診療費は全額自己負担になります。

◆専門外来

地域の医療機関が、専門的な診療や、より詳しい検査が必要と判断した場合、市民病院の「外来予約センター」に連絡して、紹介予約の手続きを行います。医師の指示に従い、指定された日時に、紹介状を持って、病院に来てください。

● 診療科

呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、腎臓移植内科、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、リウマチ科、皮膚科、精神科、緩和ケア内科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、泌尿器科、腎臓移植外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科

◆小児科

地域の医療機関からの紹介がなくても、病院に来た人を受付順に診療します。

(受付時間 8:30～11:00)



B. 入院している人への面会（お見舞い）

藤沢市民病院に入院している人に面会をするときは、まず、東館1階の面会受付にて面会者カードに、住所、氏名などを書いてください。面会者バッジを受け取り、受付をすませてから病棟へ行ってください。感染症等の流行により面会を制限する場合があります。確認して病院に来てください。

● 面会時間 ●	平日（月曜日～金曜日）	土曜日・日曜日・祝日
成人病棟	15:00～19:00	14:00～19:00
小児病棟	15:00～19:00	

C. 休日・夜間診療と救急体制

藤沢市では、医師会と協力して、在宅当番医制、および休日夜間急病診療所による夜間等の急患診療体制を整えています。（☎「26. 救急医療」）

D. 医療通訳制度について

藤沢市民病院では、日本語が話せる家族や友人と一緒に来てもらうことができず、言葉の問題で診療や検査などに不安がある場合に限り、医療通訳ボランティアを利用することができます。MIC かながわ（医療通訳派遣システム）からの派遣となるため、予約が必要です。予約日が決まったら、患者総合支援センターにご相談ください。

* 医療通訳が使える病院

藤沢市には、医療通訳を使って外国語で受診できる病院があります。詳しくは、病院にお問い合わせください。

病院	TEL	住所
藤沢市民病院	0466-25-3111	藤沢市藤沢2-6-1
湘南藤沢徳洲会病院	0466-35-1177	藤沢市辻堂神台1-5-1
藤沢湘南台病院	0466-44-1451	藤沢市高倉2345



コラム③ 医療機関の種類

「医療機関」は、病院や医院、診療所、クリニックのことです。

その呼び方は、入院設備や検査機材が整っているかどうかによって、大きく2つに分類されます。

☎「病院」……入院設備や検査機材等が整った医療機関。

☎「医院・診療所・クリニック」……入院設備が20床未満（ないところも多い）の医療機関。

病院で治療を受けるには、医院等からの紹介状がないと、お金を多く払う場合もあります。まず、医院等に行き、その診察が必要があるときは、病院での専門的な治療を受けるほうが良いでしょう。



12. 国民健康保険

日本では、日本に住むすべての人が健康保険に入っています。健康保険は、みんなで保険料を支払い、病気やけがをしたときの治療にかかるお金を少なくしようという助け合いの制度です。

健康保険は、勤務先の会社で入る健康保険(社会保険)や、住んでいる市町村で入る健康保険(国民健康保険)があります。国民健康保険は、会社の健康保険に入っていない人が入る保険です。国民健康保険に入った人には国民健康保険被保険者証(保険証)を渡します。病院や薬局の窓口で保険証を渡してください。保険証は、本人だけが使えるものです。大切に保管してください。

A. 国民健康保険に入るとき

藤沢市に住み登録をしている外国人住民の人で在留資格が3か月を超えている人が、勤務先の会社の健康保険などに入ることができないときに、藤沢市の国民健康保険に入ります。

こんなとき	とどけで 届出に必要なもの	とどけでき 届出先
ほかの市区町村から 藤沢市へ引越したとき	<input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 転出証明書	・市民窓口センター (市役所本庁舎1階) ・各市民センター
会社をやめたとき (会社の健康保険をやめたとき)	<input type="checkbox"/> 届出する人の本人確認ができるもの (在留カードなど) <input type="checkbox"/> 「社会保険資格喪失証明書」または 「退職証明書」 ※会社から出してもらった書類です。 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(持っている人のみ)	・保険年金課 (市役所本庁舎1階) ・各市民センター

B. 国民健康保険をやめるとき

藤沢市の保険証は、藤沢市内に住んでいなければ、使えません。また、会社の健康保険に入ったら、藤沢市の保険証は使えません。そのため、次のような場合は、保険証を返し、保険料の精算をする手続きをしてください。

こんなとき	とどけで 届出に必要なもの	とどけでき 届出先
藤沢市から他の市区町村へ 引越すとき	<input type="checkbox"/> 藤沢市の保険証 <input type="checkbox"/> 在留カードまたは 特別永住者証明書	・市民窓口センター (市役所本庁舎1階) ・各市民センター
出国するとき		
会社の健康保険に入ったとき	<input type="checkbox"/> 藤沢市の保険証 <input type="checkbox"/> 勤務先の社会保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(持っている人のみ)	・保険年金課 (市役所本庁舎1階) ・各市民センター



12. 国民健康保険

C. 市内で住所を変更したとき

こんなとき	とどけで ひつよう 届出に必要なもの	とどけでさき 届出先
ふじさわし 市内で引越しをしたとき	<input type="checkbox"/> 藤沢市の保険証 <small>こくみんけんこうほけん はい かぞく</small> (国民健康保険に入っている家族の <small>ぜんいんぶん</small> 全員分) <input type="checkbox"/> 在留カードまたは <small>とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ</small> 特別永住者証明書	<small>しみんまどぐちせんたい</small> ・市民窓口センター <small>しやくしよほんちようしゃかい</small> (市役所本庁舎1階) <small>かくしみんせんたい</small> ・各市民センター

D. 在留資格や在留期間がかわったとき

外国人住民の人で、藤沢市の保険証の有効期限が在留カードの在留期間満了日と同じ人は、在留カードを更新したときには、藤沢市の保険証を変更する手続きをしてください。

こんなとき	とどけで ひつよう 届出に必要なもの	とどけでさき 届出先
ざいりゅうかーど こうしん 在留カードを更新したとき	<input type="checkbox"/> 藤沢市の保険証 <input type="checkbox"/> 在留カード <small>ばすぽーと</small> <input type="checkbox"/> パスポート	<small>ほけんねんきんか</small> ・保険年金課 <small>しやくしよほんちようしゃかい</small> (市役所本庁舎1階) <small>かくしみんせんたい</small> ・各市民センター

E. 保険料の支払い

国民健康保険の保険料は、国民健康保険に入った月からかかります。支払う金額は、入っている人数や所得額によって違います。

保険料を支払う納付書は、手続きをした月の翌月に世帯主に送ります。納付書が届いたら、納付書にかかれた金額を支払ってください。

<支払いの方法>

1. 口座振替

銀行かインターネットで手続きするか、市役所・市民センターにある「口座振替依頼書」を市役所へ送ります。毎月の支払い忘れがなく、便利で安心なのでおすすめします。

2. 納付書

- 窓口 (銀行・コンビニエンスストア・市役所・市民センターの窓口でお金を支払います)
- PayPay・LINE Pay (納付書のバーコードをスマートフォンで読み取って支払います)
- Pay-easy (ペイジー) (スマートフォン、パソコン、振込機能付きATMから電子決済サービスを使って支払います)
- クレジットカード (スマートフォン、パソコンを使って支払います。手数料がかかります)



かくしゆ きゆうふ
F. 各種の給付について

しゅっさんいくじいちじきん まんえん ねん がつ にち こ う ひと まんえん
◆出産育児一時金 50万円 (2023年3月31日までに子どもを産んだ人は42万円)

こくみんけんこうほけん はい ひと こ う しゅっさんいくじいちじきん
国民健康保険に入っている人が子どもを産むとき、「出産育児一時金」がもらえます。

ちやくせつしはらいせいど つか ばあい
(1) 直接支払制度を使う場合

ふじさわし いりようきかん ちやくせつ しゅっさんいくじいちじきん しはら
藤沢市から医療機関に直接、出産育児一時金を支払います。

くわ こ う いりようきかん と あ
詳しくは、子どもを産む医療機関にお問い合わせください。

ちやくせつしはらいせいど つか ばあい
(2) 直接支払制度を使わない場合

こ う あと てつづ
子どもを産んだ後に手続きをすれば、もらえます。



しんせい ひつよう 申請に必要なもの	しん せい さき 申請先
<input type="checkbox"/> 合意文書 (直接支払制度を使わないことを書いたもの) <input type="checkbox"/> 出産費用明細書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 預金通帳	ほけんねんきんか しやくしよほんちようしゃ 1かい ・保険年金課 (市役所本庁舎1階)

こ う ひ よくじつ ねん す じこう ちゆうい
※ 子どもを産んだ日の翌日から2年を過ぎると時効となり、もらえませんがご注意ください。

うけとりだいいせいど つか ばあい と あ
※ 受取代理制度を使う場合は、お問い合わせください。

そうさいひ まんえん
◆葬祭費 5万円

こくみんけんこうほけん はい ひと な とき そうさい かそう おこな ひと そうさいひ
国民健康保険に入っている人が亡くなった時、葬祭や火葬を行った人が「葬祭費」をもらえます。

そうさいご てつづ
葬祭後に手続きをすれば、もらえます。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの	しん せい さき 申請先
<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬祭店の領収書 <input type="checkbox"/> 窓口に来た人の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、在留カードなど)	ほけんねんきんか しやくしよほんちようしゃ かい ・保険年金課 (市役所本庁舎1階) かくしみんせんたー ・各市民センター

そうさい おこな ひ よくじつ ねん す じこう ちゆうい
※ 葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると時効となり、もらえませんがご注意ください。

こうがくりようようひ
◆高額療養費

にゅういん しゅじゅつ げつ びょういん はら かね たか かね こうがく
入院や手術などで、1か月に病院に払ったお金が高くなったときに、もらえるお金です。「高額療養費」がもらえるときは、入院や手術をしてから3か月後くらいに藤沢市から手紙を送ります。

てがみ き なまえ じゅうしょ ふ こ ほ こうざ か てがみ しやくしよほんちようしゃ かい ほけんねんきんか
手紙が来たら、名前や住所、振り込で欲しい口座を書いて、手紙を市役所本庁舎1階 保険年金課
まどぐち かくしみんせんたー も い
の窓口か各市民センターに持って行ってください。

てがみ ひ ねん す じこう ちゆうい
※ 手紙をもらった日から2年を過ぎると時効となり、もらえませんがご注意ください。

げんどがくてきよう ひょうじゅんふたんがくげんがく にんていしやう
◆限度額適用 (・標準負担額減額) 認定証

こうがくりようようひ たいしやう ばあい にんていしやう まえ しんせい いりようきかんとう まどぐち ていじ
高額療養費の対象となる場合、この認定証を前もって申請し、医療機関等の窓口で提示する
こにより入院・外来も窓口での支払いが所得に応じた限度額までとなります。マイナンバーカード
ほけんしやう りよう ばあい しんせいふよう
を保険証として利用する場合は、申請不要です。



◆療養費

急な病気やケガで病院に保険証を出せなくて、病院にお金を全部支払ったとき、あとで保険診療分のお金がもらえます。（自分が30%負担なら70%分、20%負担なら80%分です。）
手続きをすれば、もらえます。

申請に必要なもの	申請先
<input type="checkbox"/> 病院でもらった領収書 <input type="checkbox"/> 病院でもらったレセプト（診療報酬明細書） <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 銀行の通帳かカード	・保険年金課（市役所本庁舎1階）

※病院にお金を支払った日から2年を過ぎると時効となり、もらえませんのでご注意ください。

G. 医療機関（病院など）に行くとき

医療機関（病院など）に行くときは、必ず国民健康保険証を持って行き、窓口で見せてください。国民健康保険証を見せることでかかった医療費（保険診療分）のうち30%（小学校に入る前は20%、70歳以上は20%または30%）を自分で払うことになります。ただし、健康診断、予防注射（予防接種）、正常な妊娠・出産、特殊な歯の治療など、内容によっては、自分で払う場合があります。

また、交通事故で病院に行くときは、お問い合わせください。

《問い合わせ（日本語）》

保険年金課 TEL 0466-50-3520

H. 国民健康保険加入者の健康診査

31歳～39歳のヘルスチェック健康診査と、40歳～74歳のこくほ（特定）健康診査を行っています。
対象者には受診券をお送りしますので、指定の医療機関で受診してください。

《問い合わせ（日本語）》

健康づくり課

藤沢市保健所 南保健センター1階

住所 藤沢市鵜沼2131-1 TEL 0466-21-7344



13. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、都道府県を単位として運営し、75歳以上の人と、65歳から74歳までの一定の障がいがある人を対象とした医療保険制度です。

A. 後期高齢者医療制度への入り方

75歳以上の人は、国民健康保険などから後期高齢者医療制度へ入ることになっています。また、65歳から74歳までの一定の障がいがある人は手続きをすることで入ることができます。

※入り方、やめ方など詳しい方法は、お問い合わせください。

B. 引越しをする時の保険証の手続きについて

藤沢市内で引越しをした時は、保険証の変更の手続きが必要です。また、藤沢市から他の市町村へ引越しをする時や、出国する時は保険証を返す手続きが必要です。

C. 被保険者証について

医療機関（病院など）に行くときは、「後期高齢者医療被保険者証」を持っていき、窓口で見せてください。「後期高齢者医療被保険者証」を見せることでかかった医療費（保険診療分）のうち10%～30%を自分で払うことになります。ただし、健康診断や予防注射（予防接種）、特殊な歯の治療など、内容によっては、全額自分で払う場合があります。

D. 給付について

後期高齢者医療制度は、入っている人に対して「療養費」、「高額療養費」などの医療費の一部が戻ってくる制度があります。また、制度に入っている人が亡くなったとき、葬儀や火葬を行った人の申請により「葬祭費（5万円）」をもらえます。

E. 保険料について

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度に入った月からかかります。支払う金額は、前年の所得によって決まり、後期高齢者医療制度に入った月の翌月か翌々月に保険料の金額と支払い方法の書かれた通知が届きます。また、毎年7月に1年間の保険料の金額と支払い方法の通知が届きます。



＜支払いの方法＞

1. 口座振替

銀行かインターネットで手続きするか、市役所・市民センターにある「口座振替依頼書」を市役所に送ります。毎月の支払い忘れがなく、便利で安心なのでおすすめします。

2. 納付書

- ・窓口（銀行・コンビニエンスストア・市役所・市民センターの窓口でお金を支払います）
- ・PayPay・LINE Pay（納付書のバーコードをスマートフォンで読み取って支払います）
- ・Pay-easy（ペイジー）（スマートフォン、パソコン、振込機能付きATMから電子決済サービスを使って支払います）
- ・クレジットカード（スマートフォン、パソコンを使って支払います。手数料がかかります）

＜問い合わせ（日本語）＞

保険年金課

TEL 0466-50-3575



め も
メ モ



Horizontal lines for writing.

14. 国民年金



日本に住む20歳から59歳の人は、外国人も年金に入ってください。

A. 年金に入る手続き

会社の厚生年金保険に入っている人とその人の20歳から59歳の夫または妻は、会社で年金に入る手続きをします。そのほかの人は、市役所で国民年金に入る手続きをします。

B. 保険料について

2023年4月分から2024年3月分までの国民年金の保険料は1か月で16,520円です。保険料の払いは、納付書、銀行からの引き落とし、クレジットカードです。

保険料を払うことができないときは、保険料の免除の手続きをします。

国民年金に入っている人が子どもを産むときは、出産する6か月前から保険料の免除の手続きをします。

C. 年金をもらうとき

国民年金の保険料を10年以上払った人は、65歳から老齢基礎年金をもらうことができます。

もらう金額は、保険料を払った月が多いほど増えます。

国民年金は、老齢基礎年金のほかに、障がいのある人がもらうことができる障がい基礎年金

や、国民年金に入っている人が亡くなったときに妻または夫や子どもがもらうことができる遺族基礎年金があります。

D. 日本に住まなくなったとき

国民年金の保険料を6か月以上払った外国人が、日本に住まなくなったときには、年金をもら

わずに脱退一時金をもらう手続きをします。

脱退一時金の金額やもらうための手続きは、お問い合わせください。

《 お問い合わせ（日本語） 》

国民年金課

TEL 0466-50-3521



コラム④ 自治会・町内会

自治会や町内会は、同じ地域に住んでいる住民が地域生活の向上のために作る組織です。地域ごとの行事（祭り）や防災訓練などを行い、住民同士の連帯や助け合いを強める働きをします。

特に、地震などの災害時には、隣り近所の人たちと声をかけ合い

助け合って、避難することが安心につながります。

自治会/町内会のお知らせは、回覧板というお知らせ用のファイルで、

各家庭に回されます。

近所に知り合いをつくり、コミュニケーションをよくするために、

ぜひ参加してみてください。



め も
メ モ



Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dotted lines for writing.

15. 介護保険



介護保険に入ってお金（介護保険料）を払った人は、年をとったときや、特別な病気になったとき、介護が必要になったら、一部の費用を払うことで介護保険のサービスを使うことができます。みんなでお金（介護保険料）を払って助け合うのが介護保険です。

A. 介護保険に入る人、介護保険に入る方法

(1) 40歳から64歳の人

1年より長く日本に住む人で、「医療保険」に入っている人は、介護保険に入ります。介護保険に入るための手続きは、しなくてよいです。

(2) 65歳以上の人

1年より長く日本に住む人が65歳になったら、みんな介護保険に入ります。介護保険に入るための手続きは、しなくてよいです。

B. 介護保険料

介護保険に入っている人は、介護保険料を払う必要があります。払うお金は、前の年にもらった給料などで決まります。

(1) 40歳から64歳の人

入っている医療保険のお金と一緒に払います。（医療保険のお金を払うとき、介護保険料も払っています。）

(2) 65歳以上の人

あなたがもらう年金のお金から介護保険料が引かれます。（あなたがもらうお金＝「年金でもらうお金」－「介護保険料」）

一部の人は、納付書で払います。納付書が届いたら、近くの銀行や、コンビニエンスストア、市役所、市民センターなどで払ってください。

Pay-easy（ペイジー）や、インターネットを使ってクレジットカードでも払えます。詳しくは、納付書の裏に書いてあります。

C. 介護保険の保険証

保険証は、介護保険のサービスを使うときに見せる紙です。介護がどれくらい必要か決めるための手続きでも使います。



あなたが65歳になったら、保険証が届きます。
 保険証は黄色の厚い紙で「介護保険被保険者証」と書かれています。
 40歳から64歳の人は、認定申請をしたあとに、保険証が届きます。
 保険証が届いたら、大切に保管してください。

D. 介護保険のサービスを使うことができる人

市役所が、「あなたは介護が必要」と決めた人
 (事業対象、要支援1・2、要介護1～5となった人)

※誰でも使うことができるわけではありません。

E. 介護が必要だと思ったら

介護が必要だと思ったら、近くのいきいきサポートセンターまたは、市役所の介護保険課・市民センターの窓口にご相談してください。

F. 認定など

(1) 基本チェックリスト

- 受けることができる人：65歳以上の人
- 受ける場所：近くのいきいきサポートセンター
- 必要なもの：介護保険の保険証

(2) 認定申請

- 申請できる人：65歳以上の人、40歳から64歳の特別な病気になった人
- 手続きする場所：市役所の介護保険課、市民センター

※手続きする人は、本人以外でもよいです。

- 必要なもの：介護保険の保険証、医療保険の保険証・通っている病院の先生の名前と場所などが分かるもの（メモでよいです。）

※手続きしたら、市役所が、どれくらい介護が必要か調べます。そのあと、市役所が、「あなたは介護が必要」と決めた人が、介護保険のサービスを使うことができます。



G. 介護保険で使うことができるサービス

自分が住んでいる家で介護してもらうサービス、施設に行き介護してもらうサービス、施設に住んで介護してもらうサービスなどがあります。住んでいる家に手すりを付けて住みやすくしたり、車いすなどの用具を借りることができます。

どんなサービスを使うか専門の人（ケアマネジャーなど）に相談して決めます。

わからないことは、市役所の介護保険課に聞いてください。

《 問い合わせ（日本語） 》

介護保険課

TEL 0466-50-3527



メモ



Horizontal dotted lines for writing notes.

16. 障がいに関する手帳と自立支援医療制度



A. 障がいに関する手帳

障がいに関する手帳は、医師（療育手帳の場合は、児童相談所または総合療育相談センター）に障がいがあると診断された人が、福祉サービスや公共料金の割引制度など、様々な支援サービスを受けるために必要な手帳です。

手帳は障がいの程度に応じて等級があり、等級によって、支援の内容が異なります。

◆身体障がい者手帳

対象となる人	医師によって身体に障がいがあると診断された人
申請者	本人（代理人が申請することもできます）
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 診断書（指定された医師が記入したもの）※指定の様式があります。 <input type="checkbox"/> 写真1枚（縦4cm×横3cm／上半身／無帽／1年以内に撮影したもの） <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーカード（ない場合はマイナンバーが確認できるものと本人確認ができるもの） <input type="checkbox"/> 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの

◆療育手帳

対象となる人	児童相談所または総合療育相談センターにおいて知的障がいがあると判定された人
申請者	本人および保護者（代理人が申請することもできます）
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 写真1枚（縦4cm×横3cm／上半身／無帽／1年以内に撮影したもの） <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーカード（ない場合はマイナンバーが確認できるものと本人確認ができるもの） <input type="checkbox"/> 保護者または代理人が申請する場合は、保護者または代理人の本人確認ができるもの

◆精神障がい者保健福祉手帳

対象となる人	医師によって精神的な障がいがあると診断され、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人
申請者	本人（代理人が申請することもできます）
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 診断書（神奈川県の様式に医師が記入したもの）または精神障がいを理由に障がい年金を受給している人は、障がい年金証書、及び障がい年金振込通知書 <input type="checkbox"/> 写真1枚（縦4cm×横3cm／上半身／無帽／1年以内に撮影したもの） <input type="checkbox"/> 本人の印鑑 <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーカード（ない場合はマイナンバーが確認できるものと本人確認ができるもの） <input type="checkbox"/> 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの



16. 障がいに関する手帳と自立支援医療制度

B. 自立支援医療制度（精神通院）

精神科や心療内科への通院治療を継続して行う場合、通院する医療機関（1か所）と薬局（2か所）にかかる医療費の自己負担が1割になる制度です。同じ医療保険に加入している人の個人市民事務等によって、1か月当たりの負担上限額が設定されます。

申請者	本人（代理人が申請することもできます）
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 診断書（神奈川県の様式に指定された医療機関の医師が記入したもの） <input type="checkbox"/> 通院している医療機関と薬局の名前・住所がわかるもの <input type="checkbox"/> 保険証の写し（受診者及び受診者と同一保険に加入している方全員） <input type="checkbox"/> 本人（18歳未満は保護者）の印鑑 <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーカード（ない場合はマイナンバーが確認できるものと本人確認ができるもの） <input type="checkbox"/> 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの

※ 市民税額等を証明する書類が必要になる場合があります。

《 問い合わせ（日本語） 》

障がい者支援課

TEL 0466-50-3528



コラム⑤ ヘルプマーク

障がいのある人や難病の人、妊娠中の人などが周囲に支援や配慮が必要なことを示すマークです。困っているようすを見かけた際は、声をかけるなど思いやりのある行動をお願いします。





17. 大人の健康

A. 各種がん検診

がん検診は、藤沢市内の指定医療機関で、年1回受診できます。検診を受けるには、予約が必要です。対象者には受診券を送ります。

	対象者	自己負担金 (70歳以上は無料)
肺がん検診	40歳以上の人	600円
大腸がん検診		600円
胃がん検診 (バリウム)	今年度50歳以上の 偶数年齢になる人	3,000円
胃がん検診 (内視鏡)		3,000円
胃がんリスク検診 (ABC検診)	今年度40、45、50、55、 60、65、70歳になる人	1,000円※70歳も有料
乳がん検診 (マンモグラフィ)	今年度40歳以上の 偶数年齢になる女性	<50歳以上/1方向> 1,800円
		<40~49歳/2方向> 3,000円
子宮頸がん検診	今年度20歳以上の 偶数年齢になる女性	2,000円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,000円 ※70歳以上も有料

- ※1 40、42、44、46、48歳になる人は無料です。
- ※2 20、22、24、26、28歳になる人は無料です。
- ※3 奇数年齢で前年度受診しなかった人は対象です。(有料)
- ※4 1982年4月2日から1983年4月1日生まれの方は対象です。(無料)
- ※5 2002年4月2日から2003年4月1日生まれの方は対象です。(無料)

B. 肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス検診は、指定の医療機関で受診できます。医療機関によっては、予約が必要です。対象者には受診券を送ります。

	対象者	自己負担金
肝炎ウイルス 検診	<input type="checkbox"/> 今年度40歳になる人 <input type="checkbox"/> 41歳以上で、健康診査で肝機能異常と診断されたから、受診しなかった人 <input type="checkbox"/> 41歳以上で、受診をしていない人	1,200円



C. せいじんし か けんこうしんさ 成人歯科健康診査

せいじんし か けんこうしんさ
成人歯科健康診査は、指定の歯科医療機関で受診できます。医療機関によっては、予約が必要です。
たいしょうしゃ じゅしんけん おく
対象者には受診券を送ります。

	たいしょうしゃ 対象者	じこふたんきん 自己負担金
せいじんし か けんこうしんさ 成人歯科健康診査	こんねんど 今年度20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、 さい ひと 80歳になる人	えん 500円 ※きいじょう ゆうりょう 70歳以上も有料

D. こうきこうれいしゃ せいかつほ ごじゅきゆうしゃ けんこうしんさ 後期高齢者・生活保護受給者の健康診査

こうきこうれいしゃいりょうせいど かにゆう ひと さいいじょう せいかつほ ごじゅきゆうしゃ たいしょう けんこうしんさ
後期高齢者医療制度に加入している人や、40歳以上の生活保護受給者を対象に、健康診査を
おこな たいしょうしゃ じゅしんけん おく してい いりょうきかん よやく うえじゅしん
行っています。対象者には、受診券を送りますので、指定の医療機関に予約の上受診することがで
きます。

E. こうれいしゃ いんふる えんざ よぼうせつしゅ 高齢者インフルエンザの予防接種

せつしゅび さいいじょう ひと たいしょう してい いりょうきかん よやく うえ じこふたんがく えん
接種日に65歳以上の人を対象に、指定の医療機関に予約の上、自己負担額1,600円
よぼうせつしゅ おこな
で予防接種を行っています。



しんぞう ぞう こきゅうきけい びょうきとう しょう しゃてちょう きゅうていど さい
また、心臓・じん臓・呼吸器系の病気等（障がい者手帳1級程度）のある60歳
さい ひと じこふたんがく えん う
から64歳の方は、自己負担額1,600円で受けることができます。

F. はいえんきゅうきん わくちん 肺炎球菌ワクチン

さい ひと しんぞう ぞう こきゅうきけい びょうきとう しょう しゃてちょう
65、70、75、80、85、90、95、100歳の人と、心臓・じん臓・呼吸器系の病気等（障がい者手帳
きゅうていど さい さい ひと たいしょう してい いりょうきかん じこふたんがく えん よぼうせつしゅ
1級程度）のある60歳から64歳の人を対象に、指定の医療機関で、自己負担額2,700円で予防接種
おこな か こ はいえんきゅうきん わくちん せつしゅ ひと たいしょうがい
を行っています。ただし、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象外です。
たいしょう ひと つうち おく していりょうきかん よやく うえ せつしゅじ いりょうきかん も
対象の人には通知をお送りしますので、指定医療機関に予約の上、接種時に医療機関にお持ちく
ださい。

G. ふうしんの だいごき ていきせつしゅ 風しんの第5期の定期接種

ねん がつ にち きかん ねん がつふつか ねん がついつち あいだ う だんせい たいしょう
2025年3月31日までの期間で、1962年4月2日から1979年4月1日の間に生まれた男性を対象に、
ふうしん ふく わくちん (MRワクチン) の予防接種を行っています。対象の人には通知をお送りしますの
いで、医療機関に予約の上、接種時に医療機関に通知をお持ちください。自己負担金はありません。

18. 妊娠・出産



A. 妊娠届

医師が妊娠を確認したら、市役所に妊娠の届出をしてください。



申請者	本人(妊婦)、その夫、夫婦どちらかの両親
届出先	<input type="checkbox"/> 南・北保健センター 健康づくり課 <input type="checkbox"/> 本庁舎3階 子育て給付課 <input type="checkbox"/> 各市民センター
必要なもの	<input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーカード または 通知カード <input type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認ができるもの (運転免許証など) <input type="checkbox"/> 本人(妊婦)以外の方が窓口に来る場合は委任状

B. 母子健康手帳

母子健康手帳は、赤ちゃんの発育や予防接種の記録など、妊娠・出産から育児までの子どもの健康を記録するものです。妊娠届を提出した人に交付しています。

手帳は、日本語のほか、スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語のものがあります。外国語版の母子健康手帳は、南保健センターと北保健センターでのみ交付しています。

C. 妊産婦健康診査

妊娠中や出産後に神奈川県内の病院などで使用できる「妊産婦健康診査費用補助券」を交付しています。さらに多胎の場合は妊婦健康診査が5回分追加となります。母子手帳交付と一緒にお渡ししますが、転入した方には、妊娠週数を目安に交付します。病院で補助券を使用できずに全額支払った場合は、払い戻しの制度がありますので、お問い合わせください。

D. 出産・子育て応援事業

妊娠届出時、妊娠8か月時、出産後のハローベビィ訪問で面談を行い、妊娠中や子育て中の相談を行っています。また、妊娠届出時の面談後に出産応援給付金、出産後のハローベビィ訪問での面談後に子育て給付金としてそれぞれ5万円をお渡しします。



また に て い く ら す
E. マタニティクラス



はじ め て お 母 さ ん ・ お 父 さ ん に な る 人 を 対 象 に、妊 娠 や 出 産、育 児 に 関 す る 知 識
し ゅ う と く ふ う ふ き ゃ う り よ く こ そ だ ま た に て い く ら す か い さ い
を 習 得 し、夫 婦 で 協 力 し て 子 育 て で き る よ う、マ タ ニ テ ィ ク ラ ス を 開 催 し て い ま す。

あ か じ ゃ ゃ ん じ ゃ ゃ ん じ ゃ ゃ ん は ろ - ベ ビ い ほ う も ん
F. こ ん に ち は 赤 ち ゃ ん 事 業 ～ハ ロ - ベ ビ 訪 問～

し ゅ つ さ ん ご ほ け ん し と う し ゅ つ さ ん か あ せ い ご げ つ あ か か て い
出 産 後、保 健 師 等 が、出 産 し た お 母 さ ん と 生 後 4 か 月 ま で の 赤 ち ゃ ん の い る す べ て の ご 家 庭 を
ほ う も ん あ か た い じ ゅ う は か た い ち ょ う い く じ そ う だ ん お う
訪 問 し ま す。赤 ち ゃ ん の 体 重 を 量 っ た り、体 調 や 育 児 に つ い て の 相 談 な ど に 応 じ て い ま す。

さんごけあ
G. 産後ケア

じ ゅ に ゅ う こ ま あ か あ か せ わ わ き ゅ う け い ぼ あ い し ゅ つ さ ん ご し え ん
授 乳 に 困 っ て い た り、赤 ち ゃ ん の お 世 話 が 分 か ら な か っ た り、休 息 し た い 場 合 な ど、出 産 後 の 支 援
ひ つ よ う か た さんごけありよう いちぶひようじよせい おこな り よ う ま え り よ う と う ろ く ひ つ よ う
が 必 要 な 方 に、産 後 ケ ア 利 用 の 一 部 費 用 助 成 を 行 っ て い ま す。利 用 す る 前 に 利 用 登 録 が 必 要 で す。

と あ に ほ ん ご
《 問 い 合 わ せ (日 本 語) 》

け ん こ う か み な み ほ け ん せ ん た -
健 康 づ くり 課 ・ 南 保 健 セ ン タ -
きた ほ け ん せ ん た -
・ 北 保 健 セ ン タ -

☎TEL 0466-50-3522

☎TEL 0466-50-8215

め も



19. 子^こどもに^{かん}関^てする^{あて}手^て当^{あて}

A. 児^じ童^{どう}手^て当^{あて}

日本^{にほん}に住^すむ0歳^{さい}から15歳^{さい}にな^{さい}った最^{さい}初^{しよ}の3月^{がつ}31日^{にち}ま^こでの子^こどもを^{そだ}育^{ひと}て^{じどうてあて}いる人^{ひと}は「児^じ童^{どう}手^て当^{あて}または特^{とく}例^{れい}給^{きゅう}付^ふ」が^{とく}ら^{れい}え^{きゅう}ま^ふす。

収^{しゅう}入^{にゅう}（給^{きゅう}料^{りょう}な^{かね}ど^きのお^{きん}金^{がく}）が^{おお}決^{ひと}ま^あった金^{きん}額^{がく}よ^おり多^おい人^{ひと}は、も^らえ^ませ^ん。

こ^{てあて}の手^て当^{あて}を^{てつづ}も^{ひつ}ら^ううた^こめ^うには、手^て続^{ひつ}き^{ひつ}が^{ひつ}必^{ひつ}要^{ひつ}で^{ひつ}す。子^こども^うが^{ひつ}生^{ひつ}ま^{ひつ}れ^{ひつ}た^{ひつ}と^{ひつ}き^{ひつ}や、引^ひ越^こし^ひた^ひし^ひた^ひと^ひき^ひな^ひど^ひは、15日^{にち}以^こ内^うに^{ひつ}子^こ育^{ひつ}て^{ひつ}給^{ひつ}付^{ひつ}課^{ひつ}、ま^{ひつ}た^{ひつ}は^{ひつ}各^{ひつ}市^{ひつ}民^{ひつ}セ^{ひつ}ン^{ひつ}タ^{ひつ}ー（石^い川^{しか}分^{ぶん}館^{かん}を^{ふく}含^{むら}む）、村^{むら}岡^{おか}公^{こう}民^{みん}館^{かん}で^{てつづ}手^て続^{ひつ}き^{ひつ}を^{ひつ}し^{ひつ}て^{ひつ}く^{ひつ}だ^{ひつ}さい。

B. 児^じ童^{どう}扶^ふ養^{よう}手^て当^{あて}

離^り婚^{こん}な^りど^りが^ひ理^り由^{ゆう}で、一^{ひと}人^{ひと}で^か子^こどもを^{そだ}育^{ひと}て^{そだ}いる人^{ひと}（ま^{そだ}た^{ひと}は^{そだ}代^{ひと}わ^{そだ}り^{ひと}に^{そだ}育^{ひと}て^{そだ}いる人^{ひと}）は、「児^じ童^{どう}扶^ふ養^{よう}手^て当^{あて}」

が^おら^おえ^おま^おす。一^お人^{ひと}親^おで^おは^おな^おく^おても、お^お父^{ちち}さん^{ちち}かお^お母^{はは}さん^{はは}の^おど^おち^おら^おか^おが^お特^{とく}に^お重^{おも}い^し障^{しょう}が^おい^おが^おあ^おる^おと、

こ^{てあて}の手^て当^{あて}が^おら^おえ^おる^お場^ば合^あい^あり^あま^あす。

こ^こ子^{さい}ども^{さい}と^{さい}は、18歳^{さい}にな^{さい}った最^{さい}初^{しよ}の3月^{がつ}31日^{にち}ま^こでの子^こです。重^{おも}い^し障^{しょう}が^おい^おが^おあ^おる^お場^ば合^あい^あは20歳^{さい}にな^{さい}る^まま^まで^まで^ます。

収^{しゅう}入^{にゅう}（給^{きゅう}料^{りょう}な^{かね}ど^きのお^{きん}金^{がく}）が^{おお}決^{ひと}ま^あった金^{きん}額^{がく}よ^おり多^おい人^{ひと}は、も^らえ^ませ^ん。

こ^{てあて}の手^て当^{あて}を^{てつづ}も^{ひつ}ら^ううた^こめ^うには、手^て続^{ひつ}き^{ひつ}が^{ひつ}必^{ひつ}要^{ひつ}で^{ひつ}す。子^こ育^{ひつ}て^{ひつ}給^{ひつ}付^{ひつ}課^{ひつ}で^{ひつ}手^て続^{ひつ}き^{ひつ}を^{ひつ}し^{ひつ}て^{ひつ}く^{ひつ}だ^{ひつ}さい。

C. 特^{とく}別^{べつ}児^じ童^{どう}扶^ふ養^{よう}手^て当^{あて}

重^{おも}い^し障^{しょう}が^おい^おが^おあ^おる^お20歳^{さい}にな^こる^{そだ}ま^{ひと}での子^こどもを^{そだ}育^{ひと}て^{そだ}いる人^{ひと}は、「特^{とく}別^{べつ}児^じ童^{どう}扶^ふ養^{よう}手^て当^{あて}」が^{とく}ら^{べつ}え^じま^{どう}ま^ふす。

対^{たい}象^{しょう}にな^{せい}る^{しん}のは^{ちて}精^{しん}神^{しん}、知^ち的^{てき}障^{しょう}が^{しん}い^{たい}ま^{しょう}た^{しょう}は^{せい}身^{しん}体^{たい}障^{しょう}が^{せい}い^こが^{そだ}あ^こる^{そだ}20歳^{さい}にな^こる^{そだ}ま^{ひと}での子^こどもを^{そだ}育^{ひと}て^{そだ}い^{ひと}る、お^お父^{ちち}さん^{ちち}かお^お母^{はは}さん^{はは}（ま^おた^おは^お代^おわ^おり^おに^お育^おて^おい^おる人^{ひと}）で^おす。

収^{しゅう}入^{にゅう}（給^{きゅう}料^{りょう}な^{かね}ど^きのお^{きん}金^{がく}）が^{おお}決^{ひと}ま^あった金^{きん}額^{がく}よ^おり多^おい人^{ひと}は、も^らえ^ませ^ん。

こ^{てあて}の手^て当^{あて}を^{てつづ}も^{ひつ}ら^ううた^こめ^うには、手^て続^{ひつ}き^{ひつ}が^{ひつ}必^{ひつ}要^{ひつ}で^{ひつ}す。子^こ育^{ひつ}て^{ひつ}給^{ひつ}付^{ひつ}課^{ひつ}、ま^{ひつ}た^{ひつ}は^{ひつ}各^{ひつ}市^{ひつ}民^{ひつ}セ^{ひつ}ン^{ひつ}タ^{ひつ}ー（石^い川^{しか}分^{ぶん}館^{かん}を^{ふく}含^{むら}む）、村^{むら}岡^{おか}公^{こう}民^{みん}館^{かん}で^{てつづ}手^て続^{ひつ}き^{ひつ}を^{ひつ}し^{ひつ}て^{ひつ}く^{ひつ}だ^{ひつ}さい。

《 問^とい^あ合^にわ^{ほん}せ^ご（日^に本^{ほん}語^ご） 》

子^こ育^{そだ}て^{きゅう}給^{ふか}付^か課^か

TEL 0466-50-3580

20. 子育て支援事業



A. 子育て支援センター

藤沢市には、4つの子育て支援センターがあります。子育てアドバイザーに子育ての話や相談をしたり、お子さんと自由に遊べる場として無料で利用できます。

だれ 誰か
はな かつくり
「誰かとゆっくり話したい…」

いえ 家
こ 家
「家にいつも子どもとふたりだけ…」

ひっこ 引越
きたばかり…どこに何が
あるの…？」

じぶん 自分
きもち 気持ち
だれ 誰か
き 聞いて
ほしい…」

こ 子育て
ひろば
《子育てひろば》

こ 一緒
いっしょ
ぼしよ 場所
「お子さんと一緒にすごせる場所です。」

しんない 市内
かしょ 7ヶ所
じゆんかい 巡回
こ 子育て
ひろば
「※市内7ヶ所で「巡回子育てひろば」も実施しています。」

こ 子育て
そうだん
《子育て相談》

こ 子育て
アドバイザー
そうだん 相談
こ 子育て
かん 相談
じょうほう 情報
ていきよう 提供
「子育てアドバイザーに相談できます。また、子育てに関する情報の提供をしています。」

子育て支援センター 月曜日～土曜日

★ **藤沢子育て支援センター** ……10:00～15:00 (子育てひろば)

(わくわく広場) 9:00～16:00 (相談)

やす 日曜日、祝日、年末年始

☎TEL&FAX 0466-22-7037 / ☎藤沢市鵜沼石上1-11-5 (藤沢保育園内)

★ **湘南台子育て支援センター** ……9:00～16:30 (子育てひろば)

(ぴよんぴよん広場) 8:30～17:00 (相談)

やす 日曜日、祝日、年末年始

☎TEL 0466-42-5533[FAX 0466-42-5539] / ☎藤沢市湘南台1-8 (湘南台文化センター 地下1階)

★ **辻堂子育て支援センター** ……9:00～16:30 (子育てひろば)

(ぽかぽか広場) 8:30～17:00 (相談)

やす 日曜日、祝日、年末年始

☎TEL 0466-33-2311 [FAX 0466-33-2332] / ☎藤沢市辻堂神台1-3-39 (タカギビル2階)

★ **六会子育て支援センター** ……9:00～16:30 (子育てひろば)

(うきうき広場) 8:30～17:00 (相談)

やす 日曜日、祝日、年末年始

☎TEL 0466-81-7722 [FAX 0466-81-7721] / ☎藤沢市亀井野4-8-1 (六会市民センター内2階)



B. つどいの広場

子育て中の方やその子どもたちが遊んだり、交流もできる場所です。話をしながら、情報交換ができ、子育てアドバイザーに相談もできます。
アットホームな雰囲気のフリースペースとして、無料で利用できます。

「つどいの広場」

★ **鶴沼つどいの広場** ……火曜日・金曜日・日曜日（第3金曜日・祝日・年末年始は休み）

🕒 10:00~15:00

☎ TEL 0466-35-2366 / 📍 藤沢市鶴沼海岸2-10-34（鶴沼市民センター内 新館2階）

★ **善行つどいの広場** ……日曜日～金曜日（第2木曜日・土曜日・祝日・年末年始は休み）

🕒 10:00~16:00 日曜日は10:00~15:00（月4回）

☎ TEL 0466-82-0306 / 📍 藤沢市善行1-26-6（子育てサロンあいうえお）

★ **藤が岡つどいの広場** ……月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み）

🕒 9:30~15:30

☎ TEL 0466-25-2611 / 📍 藤沢市藤が岡2-3-5 藤-teria（ふじてりあ）

★ **中里つどいの広場** ……月曜日・水曜日・金曜日（祝日・年末年始は休み）

🕒 10:00~15:00

☎ TEL 0466-48-4310 / 📍 藤沢市打戻1721 中里子どもの家（なかよし砦内）



C. ファミリー・サポート・センター事業

小さな子どもがいる保護者が安心して子育てができるように、地域で子どもを預けたい人と預かってくれる人それぞれが会員となり、お互いに助け合っていく仕組みです。0歳児から小学校6年生までの子どもを対象にしています。

ただし、子どもを預ける場合は、料金がかかります。

◆活動の内容

- 保育園・幼稚園等の送迎、帰宅後の預かり
- 児童クラブへのお迎え、帰宅後の預かり
- 美容院・コンサートなど、保護者がリフレッシュしたい時の子どもの預かり
- 病気等で保育園に預けられない時の預かり（病児・病後児の預かり）
- 出張等による宿泊の預かり（病気の場合は預かりません）



◆ 利用料金……子ども1人・1時間あたりの料金

6:00 22:00	月曜日～金曜日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始	700円 900円
22:00 翌6:00	病児・病後児の預かり ※3歳以上の子どもが宿泊の場合は450円 ※病児・病後児は利用できません	900円

- ※ 最初の1時間までは、1時間未満の場合でも、1時間の利用料金がかかります。
- ※ 1時間を超えると30分単位で料金の半額ずつが加算されます。
- ※ 交通費等は、子どもの預かりを頼む人の負担になります。

《 問い合わせ（日本語） 》

藤沢市ファミリー・サポート・センター 事務局

TEL 0466-50-8242 [FAX 0466-50-8257] / 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所分庁舎2階

- ※ 問い合わせは、月曜日～金曜日の9:00～17:00に、お電話ください。
- ※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

D. 子どものショートステイ事業・トワイライトステイ事業

保護者が病気・出産・出張・残業・冠婚葬祭などで、ご家庭での子育てが一時的に困難になった場合に、2歳から小学校6年生までのお子さんを施設等でお預かりします。

宿泊で預かる「ショートステイ」と、夕方から夜にかけて預かる「トワイライトステイ」があります。ご利用には事前登録が必要です。登録方法や利用料金などの詳細は、お問い合わせください。

《 問い合わせ（日本語） 》

子ども家庭課 TEL 0466-50-3569





E. 放課後児童クラブ

すべての小学校区に放課後児童クラブがあります。

放課後児童クラブは親が仕事などで留守にする家の小学生の子どもを預かることです。

子どもの学年や親の収入により料金が違います。

《 問い合わせ（日本語） 》

小学校	クラブの名前	TEL
六会 ☆	葵 KID' Sクラブ	0466-84-1120
天神 ☆	えとす児童クラブ	0466-90-4872
亀井野	亀井野やんちゃクラブ	0466-21-8720
	かめの子クラブ	0466-21-6007
大庭	おひさま子どもクラブ	0466-86-3087
大越	グリーンクラブ 湘南 大越	0466-90-5151
	グリーンクラブ 湘南 大越第2	0466-81-9119
本町	しいのみクラブ	0466-53-7711
	さくらクラブ	0466-55-2125
大鋸 ☆	湘南こども村 シリウス	0466-47-6801
高谷	高谷子どもクラブ	0466-65-0507
八松 ☆	八松子どもクラブ	0466-36-4150
鵜沼 ☆	あおぞら鵜沼	0466-47-7003
辻堂 ☆	あおぞら辻堂	0466-53-8669
	なないろ辻堂	0466-47-9001
鵜洋 ☆	なないろ鵜洋	0466-54-9444
新林 ☆	Mo-ne新林児童クラブ	0466-55-6055
村岡 ☆	ふじっこ学童クラブ	0466-63-3971
大道 ☆	デルソル・キッズクラブ	0466-53-8078
長後、富士見台、御所見、中里、 湘南台、秋葉台、石川、俣野、滝の沢、 駒寄、小糸、善行、明治、羽鳥、 大清水、藤沢、高砂、浜見、鵜南、片瀬	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団 のクラブ	0466-21-6709

☆がついている小学校は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団のクラブもあります。

(TEL 0466-21-6709)



F. 児童館

18歳までの人が遊べる場所です。

小さい子どもは、大人と一緒に来てください。

けがをしないように、またほかの人に迷惑をかけないように、ルールを守って遊びましょう。

《 問い合わせ（日本語） 》

児童館の名前	住所	TEL
大鋸児童館（鋸っ子ランド）	藤沢市大鋸976	0466-50-7543
辻堂児童館（つじどうむ）	藤沢市辻堂東海岸2-16-18	0466-36-0893
鵜野児童館（わんぱくワールド）	藤沢市鵜沼桜が岡3-16-9	0466-50-4150
辻堂砂山児童館（ぐうちよきばあ）	藤沢市辻堂西海岸2-1-14	0466-35-3959
石川児童館（ぼうけんじま）	藤沢市石川1-1-21	0466-88-1888

G. 地域子どもの家

中学生までの人が遊べる場所です。

小さい子どもは、大人と一緒に来てください。

けがをしないように、またほかの人に迷惑をかけないように、ルールを守って遊びましょう。

《 問い合わせ（日本語） 》

地域子どもの家の名前	住所	TEL
湘南台子どもの家（丸太小屋）	藤沢市湘南台4-20-7	0466-45-4392
片瀬子どもの家（片瀬こどもらんど）	藤沢市片瀬2-3-4	0466-27-7409
羽鳥子どもの家（はとりんぼ）	藤沢市羽鳥4-3-16	0466-33-6334
中里子どもの家（なかよし 砦）	藤沢市打戻1721	0466-48-4310



20. 子育て支援事業

ふじさわこ いえ とりで 藤沢子どもの家（ふじっこ 砦）	ふじさわしほんちょう 藤沢市本町1-12-17 ふれいす かい Fプレイス4階	0466-24-3775
くげぬまこ いえ くげ こ 鶴沼子どもの家（鶴っ子とりで）	ふじさわしほんくげぬま 藤沢市本鶴沼4-3-2	0466-34-7937
おおこしこ いえ もり こ 大越子どもの家（おっこし 森ん子 はうす ハウス）	ふじさわしぜんぎょうざか 藤沢市善行坂2-8-3	0466-81-9653
おおばこ いえ ことーむ 大庭子どもの家（ちびっ子ドーム）	ふじさわしおおば 藤沢市大庭5307-1	0466-87-4235
むつあいこ いえ 六会子どもの家（どんぐりころりん）	ふじさわしかめいの 藤沢市亀井野548-6	0466-81-4263
ちょうごこ いえ じょう 長後子どもの家（わんぱく 城）	ふじさわしたかくら 藤沢市高倉2195-1	0466-45-0080
こうなんこ いえ こうなんじま 鶴南子どもの家（ひよっこり 鶴南島）	ふじさわしくげぬまかいが 藤沢市鶴沼海岸5-11-8	0466-36-1988
やまつこ いえ 八松子どもの家（まつぼっくり）	ふじさわしつじどうもたち 藤沢市辻堂元町1-9-16	0466-34-4331
ほんちょうこ いえ げんきおうこく 本町子どもの家（元気王国）	ふじさわしほんちょう 藤沢市本町3-11-3	0466-28-4899
あきはだいこ いえ こばらだいす 秋葉台子どもの家（ちびっ子パラダイス）	ふじさわしえんどう 藤沢市遠藤3096-2	0466-87-4225
たかやこ いえ らんど 高谷子どもの家（ゆうゆうランド）	ふじさわしわたうち 藤沢市渡内3-8-70	0466-28-8839
またのこ いえ またの こはうす 俣野子どもの家（俣野っ子ハウス）	ふじさわしかめいの 藤沢市亀井野3227-3	0466-83-1148
むらおかこ いえ らんど 村岡子どもの家（のびのびランド）	ふじさわしみろくじ 藤沢市弥勒寺1-12-15	0466-26-9311
だいどうこ いえ らんど 大道子どもの家（わくわくランド）	ふじさわしふじ おか 藤沢市藤が岡2-3-5	0466-23-1580

せいしょうねんか
・青少年課

TEL 0466-50-8251





21. 子どもの健康

A. 定期予防接種について

* 指定医療機関に予約の上、母子健康手帳および住所と生年月日が確認できるもの（小児医療証、健康保険証など）を持参してお受けください。

予防接種の種類		対象年齢・接種開始年齢		回数と標準的な接種
ろたういゐるす ロタウイルス	か 1価※	出生6週0日後から 24週 0日後まで	初回接種は 14週6日後まで	27日以上の間隔をあけて2回
	か 5価※	出生6週0日後から 32週 0日後まで		27日以上の間隔をあけて3回
がたかんえん B型肝炎		1歳に至るまで（標準的な接種期間は、生後2か月～生後9か月に達するまで）		27日以上の間隔で2回接種し、3回目は初回接種から139日以上あけて接種
ひぶ ヒブ	せいご 生後2 か 月 から5 さい いた 歳に 至る まで	せいご 生後2 か 月 から5 さい いた 歳に 至る まで	せいご げつ げつ 生後2か月から7か月に いた 至るまで	しょうかい 初回 27～56日までの間隔で、1歳に至るまでに 3回
			せいご げつ げつ 生後7か月から12か 月 いた に 至る まで	しょうかい 初回 27～56日までの間隔で、1歳に至るまでに 2回
			さい いた 1歳から5歳に至るまで	かい 1回
			せいご げつ げつ 生後2か月から7か月に いた 至るまで	しょうかい 初回 2歳に至るまでに27日以上の間隔で3回 (2回目は1歳に至るまでに行い、超えた 場合3回目の接種は不可)
しょうじょうはいえんきゅうきん 小児用肺炎球菌	せいご 生後2 か 月 から5 さい いた 歳に 至る まで	せいご 生後2 か 月 から5 さい いた 歳に 至る まで	せいご げつ げつ 生後2か月から7か月に いた 至るまで	しょうかい 初回 27日以上の間隔で2回(2回目は2歳に至 るまでに行い、超えた場合は接種不可)
			せいご げつ げつ 生後7か月から12か 月 いた に 至る まで	しょうかい 初回 27日以上の間隔で2回(2回目は2歳に至 るまでに行い、超えた場合は接種不可)
			さい いた 1歳から2歳に至るまで	かい 60日以上の間隔で2回
			さい いた 2歳から5歳に至るまで	かい 1回
しゅこんごう 4種混合 ジフテリア (ジフテリア ・ 百日せき・ ポリオ・ 破傷風)	きしょうかい 1期初回	せいご げつ さい げつ いた 生後2か月から7歳6か月に至るまで		20～56日までの間隔で3回
	きついか 1期追加			きしょうかいせつしゅうりょうご 1期初回接種終了後、12～18月の間隔で1回
ひやくち 百日せき・ ポリオ・ 破傷風)	き 2期	さいいじょう さいみまん 11歳以上13歳未満	◎2期はジフテリアと破傷風の2種混合を 接種	かい 1回
		さい いた ひょうじゆんてき せつしゆきかん せい 1歳に至るまで（標準的な接種期間は、生 後5か月～生後8か月に達するまで）		



21. 子どもの健康

麻疹 風疹 (MR)	1期	1歳から2歳に至るまで	1回
	2期	5歳以上7歳未満で就学前の1年間にある者	1回
水痘(みずぼうそう)		1歳から3歳に至るまで	3月以上の間隔で2回
日本脳炎※1	1期初回	3歳から7歳6か月に至るまで	6~28日までの間隔で2回
	1期追加	(特別な理由がある場合、生後6か月から接種可能)	1期初回終了後、おおむね1年の間隔で1回
	2期	9歳以上13歳未満	1回
HPVワクチン※2 (子宮頸がんワクチン)		小学校6年生から高校1年生相当の女子	2回または3回

※1 1995年4月2日～2007年4月1日生まれで、1期、2期の予防接種が不十分になっている方は、20歳になるまでの間、不足分の接種ができます。

※2 1997年4月2日～2007年4月1日生まれの女子で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方は、2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間、不足分の接種ができます。

* 「予防接種リサーチセンター」のホームページ([http://www.yoboseshu-](http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8)

[rc.com/publics/index/8](http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8))で「予防接種と子どもの健康」の外国語版をダウンロードできますの

で、ご活用ください。

《 問い合わせ(日本語) 》

健康づくり課 ・ 南保健センター

☎TEL 0466-21-7344

B. 乳幼児健康診査

子どもの健やかな成長と、育児を支援することを目的に、乳幼児健康診査を行っています。

対象年齢	内容	場所	健診方法
満4か月	健康診査	かくしていいりょうきかん 各指定医療機関	こべつ 個別 していいりょうきかん 指定医療機関へ電話で予約
満9か月～満10か月			
1歳6か月	健康診査	みなみほけんせんたー 南保健センター きたほけんせんたー 北保健センター	しゅうだん 集団 たいしょうしゃ 対象者には通知を郵送
2歳6か月	しかけんこうしんさ 歯科健康診査		
3歳6か月	健康診査		

《 問い合わせ(日本語) 》

健康づくり課 ・ 南保健センター
きたほけんせんたー
北保健センター

☎TEL 0466-50-3522

☎TEL 0466-50-8215



C. お母さんと子どもの健康に関する相談

藤沢市では、健康や食事、育児、歯に関することなどの相談を、保健師・栄養士・歯科衛生士が受けています。

《 問い合わせ（日本語） 》

健康づくり課
 ・南保健センター
 ・北保健センター

☎TEL 0466-50-3522

☎TEL 0466-50-8215



D. 子どもの医療費助成について

健康保険に入っている0歳から中学校3年生までの子どもが、病気やけがをして病院などでかかった医療費を市が払います。

対象になる人には、病院などで見せる「小児医療証」を発行しますので、子育て給付課、または各市民センター（石川分館を含む）、村岡公民館で手続きをしてください。

- 健康診断や、健康保険が使えない治療や薬にかかるお金などは、対象ではありません。

E. ひとり親家庭等の医療費助成について

健康保険に入っている、一人で子どもを育てている人（または代わりに育てている人）と、その子どもが、病気やけがをして病院でかかった医療費を市が払います。ひとり親ではなくても、お父さんかお母さんのどちらかが特に重い障がいがある人も、対象になる場合があります。

子どもとは、18歳になった最初の3月31日までの子です。高校に通っている子、重い障がいがある子の場合は20歳になるまでです。

対象になる人には、病院などで見せる「ひとり親医療証」を発行するので、子育て給付課で手続きをしてください。

- 健康診断や、健康保険が使えない治療や薬にかかるお金などは、対象ではありません。

- 子どもを育てている人の収入（給料などのお金）が決まった金額より多いと、対象になりません。

《 問い合わせ（日本語） 》

子育て給付課 ☎TEL 0466-50-3580



22. 保育・教育

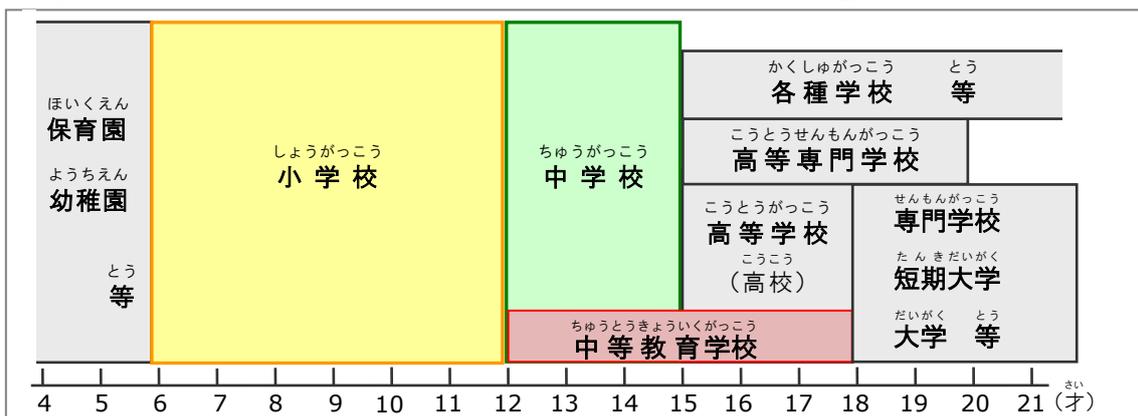
A. 保育所（保育園）・幼稚園

保育所（保育園）は、保護者が働いたり、病気になったりして、家で子どもの保育ができない場合、小学校就学前までの子どもを預かって保育をするところです。幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、幼稚園生活を通して、子どもの心身の発達を図るところです。

	保育所（保育園）	幼稚園
	<ul style="list-style-type: none"> ● 藤沢市立保育園……14園 ● 法人立保育園……75園 ● 小規模保育事業……22園 ● 家庭的保育事業……2園 	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立幼稚園……32園 （認定こども園2園含む）
対象	0歳～6歳（小学校就学前）の子ども	満3歳～6歳（小学校就学前）の子ども
保育時間	最長7:00～19:00（市立保育園の場合）	1日4時間程度
送り迎え	保護者が保育園まで送り迎えます	送迎バスがある幼稚園もあります
料金	保育園に払うお金は、保育料と給食にかかる費用です。保育料は、保護者の市区町村住民税額で決めています	幼稚園に払うお金は、各幼稚園にお問い合わせください。
備考	3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは保育料がかかりません	
入園の申し込み	本庁舎3階保育課	入園を希望する幼稚園 ※ 申込等については、各園にお問い合わせください。
問い合わせ（日本語）	保育課 TEL 0466-50-3526	各幼稚園 ※ 幼稚園の一覧表（日本語のみ）は、保育課にあります

B. 小学校・中学校

日本では、小学校6年間（6歳～12歳）、中学校3年間（12歳～15歳）の9年間が、義務教育期間です。公立の小学校・中学校は、住んでいるところによって、通う学校が決まっています。





がいこくせき ひと じゅうみんとろうく がっこう かよ こうりつ しょうがっこう ちゅうがっこう
 外国籍の人でも、住民登録をしてあれば、学校に通うことができます。公立の小学校・中学校
 かよ きょういくいんかい てつづ も もの こ ざいりゅうかーど
 へ通わせたいときは、教育委員会で、手続きをしてください。持ち物は、子どもの在留カードです。

◆ **学校にかかる費用**

こうりつ しょうがっこう ちゅうがっこう じゅぎょうりょう むりょう きょうかしよ むりょう
 公立の小学校・中学校では、授業料は無料です。教科書も無料です。

ただし、学校で勉強するために必要な物（制服、ランドセル、文房具）や給食などにかかるお金が
 ひつよう ほごしや しょとく すく ばあい がっこう べんきょう ひつよう もの せいふく らんどせる ぶんぼうぐ
 必要です。保護者の所得が少ない場合は、学校で勉強するために必要な物（制服、ランドセル、文房具）
 きゅうしょく かね がっこう てつづ
 や給食などにかかるお金をもらうことができます。学校で手続きをしてください。

◆ **国際教室と日本語指導員と日本語指導教室**

じゅぎょう にほんご おこな にほんごしどう しえん おこな しどう きぼう ばあい がっこう
 授業は日本語で行いますが、日本語指導の支援も行っています。指導を希望する場合は、学校の
 せんせい そうだん
 先生に相談してください。

<p>こくさい 国際 きょうしつ 教室</p>	<p>にほんごのうりよく しゅう すうかい こくご ●日本語能力によって、週に数回、国語・ さんすう じかん こくさいきょうしつ かよ と 算数などの時間に国際教室に通い、「取り だ じゅぎょう おこな 出し授業」を行います。</p>	<p>しょうなんだいしょうがっこう ちょうごしょうがっこう ふじみだい 湘南台小学校・長後小学校・富士見台 しょうがっこう いしかわしょうがっこう ごしょみしょうがっこう 小学校・石川小学校・御所見小学校・ むつあいしょうがっこう たき さわしょうがっこう たかくら 六会小学校・滝の沢小学校・高倉 ちゅうがっこう ちょうごちゅうがっこう 中学校・長後中学校</p>
<p>にほんご 日本語 しどういん 指導員</p>	<p>しゅう かい がっこう こべつしどう おこな ●週1～2回、学校で個別指導を行います。 たいおうげんご すぺいんご ほるとがるご えいご ●対応言語：スペイン語、ポルトガル語、英語、 ちゅうごくご べとなむご たいご たがるご かんこく 中国語、ベトナム語、タイ語、タガログ語、韓国・ ちょうせんご いんどねしあご 朝鮮語、インドネシア語</p>	<p>ふじさわしりつがっこう 藤沢市立学校</p>
<p>にほんご 日本語 しどう 指導 きょうしつ 教室</p>	<p>こくさいきょうしつ ふじさわしりつしょうがっこう ●国際教室がない藤沢市立小学校・ ちゅうがっこう かよ がいこく じどう 中学校に通う外国につながるのある児童・ せいと にほんご しどう う 生徒が、日本語の指導を受けることができま す。</p>	<p>しょうなんだいしょうがっこう にほんごしどうきょうしつ 湘南台小学校にある日本語指導教室</p>

と あ
 ≪ 問い合わせ ≫

がくむほけんか
 学務保健課
 きょういくしどうか
 教育指導課

☎TEL 0466-50-3558

☎TEL 0466-50-3559

24. ふうすいがい 風水害



台風が近づいたとき、急な集中豪雨が起きたときにどうなるかなど、家族で話し合う機会を設けましょう。

- 普段から自宅の周りをチェック**
 風で、自宅の周りやベランダに置いた鉢植えや物干し竿などが飛ばないようにしましょう。側溝や雨どいなどに詰まりがあると、少しの雨でもあふれてしまうので、普段から掃除しておきましょう。
- テレビ、ラジオ、インターネットで気象情報を集める**
 注意報・警報・特別警報や防災情報は、藤沢市ホームページやふじさわメールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」でわかります。メールマガジンは、事前に登録しておきましょう。
- 危ないところには近づかない**
 海、川、急傾斜地、地下道など、危ないところには近づかないようにしましょう。
- 避難情報が出たら、近隣の方と声をかけ合って避難する**
 特に、高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児など避難に時間がかかる方は〈警戒レベル3〉高齢者等避難が発令された時点で避難を開始しましょう。
- 避難することになったら**
- 動きやすく安全な服や靴で、2人以上で歩いて避難しましょう。
 - 高い所の道路を通り、水中の危険物には注意して避難しましょう。
 - 土砂災害警戒区域を避けて、安全に避難しましょう。
 - 子どもや高齢者などに配慮しましょう。
- 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）への避難が危険な場合**
 水の高さが約50cmを超えたら、高い所で救援を待ちましょう。
- みんなで助け合う**
 洪水などにより自宅が浸水した場合は、避難先で長時間生活することになる場合があります。お互い助け合しましょう。

風水害時の対応手順



警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	命の危険 緊急安全確保を行い、命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保
警戒レベル4 全員避難	危険な場所から全員避難しましょう。 避難場所への移動が危険な場合は、近くの安全な場所か自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難を開始しましょう。それ以外の人も必要に応じて避難しましょう。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨・洪水・高潮 注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報

25. 火事



A. 火事になったとき

火事が起こったとき、自分だけで、また家族だけで消そうとすることは危険です。できるだけ早く、次のことをしてください。



① 近所の人や、周りの人たちに知らせる……「火事だ (KAJI-DA) !」

② 「119番」(消防)に電話をする (☎ << 「119番」通報の仕方 >>)

消防への通報が遅れると、火事が広がり、被害が大きくなったり、命を失うといった最悪の事態を招く恐れもあります。普段から、火事を起こさないよう、火元には気をつけ、万が一、火事になったら、「早く避難する」「早く知らせる」といった対策を立てておきましょう。

<< 「119番」通報の仕方 >>

！通報するときは、次のことを知らせましょう！



① 火事であること……「火事です (KAJI-DESU) 」

② 火事が起こっている場所 (住所)

③ 燃えているもの

④ 近くの目印になる建物など

⑤ 自分の名前、電話番号

日本語が話せない方でも、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語及びシンハラ語は通訳オペレーターが対応可能です。

！「119番」への電話のかけ方！

① 自宅の電話からかける場合……電話番号「119」に電話します。

② 携帯電話からかける場合……電話番号「119」に電話します。

今いる場所 (住所) は必ず伝えてください。住所がわからないときは、近くの目印となる建物などを確認してから、安全な場所で通報するようにしてください。

③ 公衆電話からかける場合

受話器をあげ、前面にある緊急用赤ボタンを押して、電話番号「119」に電話します。

赤ボタンがない場合は、受話器をあげ、電話番号「119」に電話します。どちらもお金はいりません。

※ 火事などの災害情報を知りたいときは、「災害案内テレホンサービス」☎TEL 0466-25-0119 (日本語のみ)まで電話してください。

26. 救急医療



A. 救急：119番



急病や大ケガをし、すぐにも医師に診てもらわなければならない場合は、消防に連絡し、救急車を呼びます。受診できる救急病院などに救急隊が搬送します。搬送費用は必要ありませんが、病院などでの医療費は本人負担になります。軽いケガや病気の場合は、救急車を呼ばず、自分で病院に行きましょう。

！連絡するときは、次のことを知らせましょう！

- ① 救急であること……「救急車をお願いします」
(KYUKYUSHA WO ONEGAI-SHIMASU)
- ② 住所、または今いる場所(近くの目印になる建物なども一緒に伝える)
- ③ どうしたのか………病気やケガの様子・状態
- ④ 自分の名前、電話番号



日本語が話せない方でも、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語及びシンハラ語は通訳オペレーターが対応可能です。

※ 電話のかけ方や番号は、火事のとときと同じです。

！救急車が到着したら…！

付き添いの方は、サイレンが聞こえたら、外へ出て案内をしてください。救急隊員が、病気やケガの状態を質問しますので、落ち着いて答えてください。

日本語が話せなくても、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、台湾語などはタブレットを使って翻訳ができます。

●救命救急センター（藤沢市民病院）

休みの日や夜に、体調が悪くなったときは、休日・夜間診療などを使ってください。

(☛「B. 休日・夜間診療」)

ただし、急に大きなケガをしたり命があぶない病気になったときは、消防に連絡し、救急車を呼びます。救命救急センターは、大きなケガをした人や命のあぶない人を治すところで、24時間受け入れています。



B. 休日・夜間診療

急患時の連絡先

みなみきゅうじつ やかかんしんりょうじよ
南休日・夜間急病診療所 … ☎TEL 0466-23-5000 / ☎藤沢市片瀬339-1 (藤沢市医師会館内)
きたきゅうじつ やかかんしんりょうじよ
北休日・夜間急病診療所 … ☎TEL 0466-88-7301 / ☎藤沢市大庭5527-1 (保健医療センター内)

●小児救急電話相談 (かながわ小児救急ダイヤル)

子どもの体調が急に悪くなったなどの相談ができます。(医師が相談に応えるものではありません)

時間	毎日18:00～翌朝8:00
問い合わせ先	携帯電話の場合 ☎TEL #8000
	それ以外の電話の場合 ☎TEL 050-3490-3742

※電話番号のかけ間違いには十分にお気を付けてください。

C. あんしんみまもりカード (救急医療情報カード)

「あんしんみまもりカード」とは、緊急時の連絡先やかかりつけ医、持病などの医療情報や、飲んでいる薬の状況などを記入するカードです。

必要事項を記入したカードをマグネット等で冷蔵庫に貼っておくと、緊急時に救急隊等がカードを見つかることで、適切かつ迅速な処置を行うことができます。また、緊急連絡先に記入された親族等にいち早く連絡することができます。
カードは2023年度のごみの「収集日程カレンダー」の巻末に掲載しています。カードをカレンダー本体から切り離して使ってください。



《 問い合わせ (日本語) 》

地域医療推進課 ☎TEL 0466-21-9993

きゆうじつ やかん きゆうかんしんりよう
● 休日・夜間などの急患診療

しんりようじかんにがい といあわ あんしんだいやる にほんご
* 診療時間以外の問合せは、☎0120-26-0070（「ふじさわ安心ダイヤル24」／日本語のみ）まで。

	げつ きんようび 月～金曜日	いこう 23:00以降	どようび 土曜日	23:00 よくあさ ～翌朝 7:30	にちようび しゆくじつ 日曜日・祝日	23:00 よくあさ ～翌朝 7:30
⓪ しんりようじかんに 診療時間	20:00～23:00	23:00以降	18:00～23:00	23:00 よくあさ ～翌朝 7:30	9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～23:00	23:00 よくあさ ～翌朝 7:30
ない か 内科	きた きゆうじつ やかん 北 休日・夜間 きゆうびようしんりようじよ 急病診療所	あんしん ふじさわ安心 だいやる ダイヤル24 あんない 案内 にほんご (日本語のみ)	みなみきゆうじつ やかん ・南 休日・夜間 きゆうびようしんりようじよ 急病診療所	きた きゆうじつ 北 休日・ やかんきゆうびよう 夜間急病 診療所 しんりようじよ 診療所 じぜんれんらく (事前連絡が 必要)	みなみきゆうじつ やかん ・南 休日・夜間 きゆうびようしんりようじよ 急病診療所	きた きゆうじつ 北 休日・ やかんきゆうびよう 夜間急病 診療所 しんりようじよ 診療所 じぜんれんらく (事前連絡が 必要)
しょうにか 小児科	きた きゆうじつ やかん 北 休日・夜間 きゆうびようしんりようじよ 急病診療所	しみんびよういん 市民病院 (☎0466-25- 3111へ事前に 連絡)	きた きゆうじつ やかん ・北 休日・夜間 きゆうびようしんりようじよ 急病診療所	しみんびよういん 市民病院 (☎0466-25- 3111へ事前に 連絡)	きた きゆうじつ やかん ・北 休日・夜間 きゆうびようしんりようじよ 急病診療所	しみんびよういん 市民病院 (☎0466-25- 3111へ事前に 連絡)
げ か 外科・ せいけいげ か 整形外科	⓪ 20:00～翌朝8:00 あんしんだいやる あんない ふじさわ安心ダイヤル24で案内 (日本語のみ)	⓪ 13:00～翌朝8:00 とうばんいりようきかん 当番医療機関 (「広報ふじさわ」に掲載)	⓪ 9:00～翌朝8:00 / 9:00～17:00 とうばんいりようきかん 当番医療機関 (「広報ふじさわ」に掲載)			
さんふじんか 産婦人科					⓪ 9:00～17:00 とうばんいりようきかん 当番医療機関 (「広報ふじさわ」に掲載)	

ないか しょうにか うけつけじかん
* 内科・小児科の受付時間

げつようび きんようび しんりようじかんにしゆうりよう ふんまえ どようび にちようび しゆくじつ しんりようじかんにしゆうりよう ふんまえ
月曜日～金曜日は診療時間終了15分前、土曜日・日曜日・祝日は診療時間終了30分前まで。

 **じびいんこうか**
耳鼻咽喉科

にちようび しゆくじつ
日曜日・祝日 ⓪ 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (問合せは16:30まで)
とうばんいりようきかん くわ
当番医療機関 (詳しくは、☎0466-88-7301へ、お問合せください)

 **がん**
眼科

にちようび しゆくじつ
日曜日・祝日 ⓪ 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (問合せは16:30まで)
とうばんいりようきかん くわ
当番医療機関 (詳しくは、☎0466-23-5000 / 0466-88-7301へ、お問合せください)

 **し**
歯科

にちようび しゆくじつ
日曜日・祝日 ⓪ 9:30～12:00 / 13:00～16:00 (問合せは15:30まで)
きゆうじつきゆうかん し か しんりようじよ
休日急患歯科診療所 ☎0466-26-3310 / ☒藤沢市鶴沼石上2-10-6 (口腔保健センター)

あんしんだいやる にほんご
☎ **ふじさわ安心ダイヤル24** (日本語のみ) ☎0120-26-0070 ※発信者番号は通知設定でおかけください

あんしんだいやる まいにち じかん けんこう かん むりようでんわそうだん おこな
「ふじさわ安心ダイヤル24」では、**毎日 24時間**、健康に関する無料電話相談などを行っています。

- 健康相談 (からだの不調や健康に関する相談)
- 医療相談 (病気に関する説明、治療・検査などのアドバイス)
- 介護相談 (介護の疑問・不安に対する相談)
- 育児相談 (妊娠・出産・育児に関する相談・アドバイス)
- メンタルヘルス相談 (ストレスなどの相談・アドバイス)
- 診療時間以外の休日・夜間などの医療機関の案内



27. 相談窓口

A. 藤沢市：外国語による相談

藤沢市役所では、外国語（スペイン語・ポルトガル語）を話す専任相談員が、市役所の手続きに関する疑問、日常生活での疑問などの相談に応じています。

場所	対応言語	曜日	時間
市役所本庁舎 4階 市民相談情報課 TEL 0466-50-3568	スペイン語 ポルトガル語	月～金曜日	8:30～12:00 (受付は 11:30 まで) 13:00～17:00 (受付は 16:00 まで)
湘南台文化センター 2階	スペイン語 ポルトガル語	月・火・ 金曜日	8:30～12:00 (受付は 11:30 まで) 13:00～17:00 (受付は 16:00 まで)

※湘南台文化センターでは、電話での相談は受け付けておりません。

B. 神奈川県：外国人相談窓口

場所	対応言語	曜日	TEL	時間
神奈川県地球市民 かながわプラザ (あーすぷらざ) 2階 情報フォーラム内 相談室 (最寄り駅： JR本郷台駅)	スペイン語	金曜日	045-896-2895	9:00～12:00 13:00～17:00 (受付は 16:00 まで)
	ポルトガル語	水曜日・第4金曜日		
	英語	第1・3・4火曜日		
	中国語	木曜日・第1火曜日		
	韓国・朝鮮語	第4木曜日		
ベトナム語	第1・2・3金 曜日、第3火曜日			

C. 多言語支援センターかながわ

「医療」「保健・福祉」「子育て」などについて、問い合わせできます。

場所：

かながわ県民センター13階

多言語支援センター

かながわ内

(最寄り駅：横浜駅)



TEL 045-316-2770

受付：9:00～12:00

13:00～17:15

	月 mon	火 tue	水 wed	木 thu	金 fri
English-英語	●	●	●	●	●
中文-中国語	●			●	
Tagalog-タガログ語	●	●	●	●	●
Tiếng Việt-ベトナム語	●	●		●	●
Español-スペイン語	●	●	●	●	●
Português-ポルトガル語	●		●	●	●
नेपाली-ネパール語	●		●		
ภาษาไทย-タイ語	●				●
한국어-韓国・朝鮮語			●		
Bahasa Indonesia-インドネシア語	●				●
やさしいにほんご・やさしい日本語	●	●	●	●	●



28. 藤沢市の姉妹友好都市

藤沢市は海外の4つ、国内の1つの都市と姉妹友好都市提携を結んでいます。それぞれの都市へ市民が行き来をしたり、文化交流などを行っています。5つの姉妹友好都市を紹介します。

マイアミビーチ市 (アメリカ合衆国)

姉妹都市提携 1959年3月5日

○人口 約9万人

○特色 マイアミビーチ市は一年を通じて快適に過ごしやすい場所として国内や国外から多くの観光客が訪れます。そのため、観光業が市の主要な産業です。

○提携までの経過

当時、藤沢市はアメリカの都市と都市提携を目指していました。

それを知ったマイアミビーチ市長から、まちの様子が似ているなどの共通点を理由に、都市提携を結びたいというお話がありました。そして1959年に都市提携を結びました。



松本市 (日本・長野県)

姉妹都市提携 1961年7月29日

○人口 約24万人

○特色 松本市は国宝の松本城を中心に古い建物や町並みが残る城下町です。また、槍・穂高連峰、美ヶ原高原など雄大な山々に囲まれています。一年を通しての気温の差や、一日のうちの気温の差が大きく、降水量は少なめです。夏は日が落ちると涼しく快適ですが、冬はマイナス10度を下回る日があるなど寒さが厳しいです。

○提携までの経過

松本市は北アルプスと美ヶ原に囲まれた山岳都市です。藤沢市は東洋のマイアミビーチと呼ばれます。「山のあるまち」と「海のあるまち」としてのそれぞれの懂れがあり、1960年の「海と山との市民交歓会」をきっかけに、翌年都市提携を結びました。



昆明市 (中華人民共和国)

友好都市提携 1981年11月5日

○人口 約856万人

○特色 昆明市は中国の西南部に位置し、ベトナム・ラオス・ミャンマーの国境と接しています。また、昆明市は雲南省の省都です。政治・経済・文化交流の中心都市で、漢民族のほか、25の少数民族が暮らしています。また、東・西・北の3方が山で囲まれ、南は広い昆明湖に面しています。海拔約1,900mの高原にあり、平均気温14.5度と温暖です。





○提携までの経過

都市提携のきっかけは、現在の中国国歌「義勇軍行進曲」の作曲家の「聶耳」です。聶耳は、中国現代音楽をリードした音楽家とされています。聶耳は来日した1935年、鶴沼海岸で泳いでいる時に亡くなりました。多くの藤沢市民は、母国を離れて、24歳という若い年齢で亡くなった聶耳の死を悲しみ、鶴沼海岸に記念碑を建てました。こうした出来事がきっかけで、昆明市との交流が始まり、都市提携を結びました。



にえあるきねんひ
(聶耳記念碑)

ウィンザー市 (カナダ)

姉妹都市提携 1987年12月2日

○人口 約23万人

○特色 ウィンザー市はデトロイト川を挟んで、アメリカのデトロイト市のとなりにあります。4月～10月にかけては温暖で快適に過ごせます。加工、観光、農業(特にバラ栽培)、鉱業など多くの産業があります。



○提携までの経過

ウィンザー市に住んでいる親日家が、ウィンザー市と藤沢市は気候・文化・産業など似ているところがあることを知り、両市間の橋渡しをしました。それから、両市の市民が行き来するようになり、都市提携を結びました。

保寧市 (大韓民国)

姉妹都市提携 2002年11月15日

○人口 約10万人

○特色 保寧市は首都ソウルから南へ約180 km離れたところにあります。78の島々や歴史的な遺跡があり、自然に恵まれたリゾート地です。ミネラルなどを多く含んだ海の泥が有名です。毎年「保寧マッド(泥)フェスティバル」が開催され、国内や国外からの多くの観光客でにぎわいます。



○提携までの経過

大韓民国の市民と藤沢市民は、藤沢市スポーツ少年団の少年サッカーが1972年から、小学生バスケットボールが1989年から交流をしていました。それをきっかけに1999年に保寧市との交流が本格的に始まりました。市民による交流が深まる中、保寧市から「姉妹交流希望願い」が提出され、都市提携を結びました。

《 問い合わせ (日本語) 》

じんけんだんじょきょうどうへいわこくさいか
人権男女共同平和国際課

TEL 0466-50-3501

市の情報をお届け

藤沢市LINE公式アカウントの登録（友だち追加）をお願いします。

登録（友だち追加）の方法は2つあります。

- ・次の二次元コードからの登録
- ・LINEの友だち検索から、@fujisawacityと検索し、登録

登録すると市の情報が届きます。



施設案内

市民センター・公民館

	地区	TEL	住所
市民センター 公民館	六会	0466-81-6677	藤沢市 亀井野4-8-1
	(石川分館)	0466-88-5600	藤沢市 石川1-1-22
	片瀬	0466-27-2711	藤沢市 片瀬3-9-6
	明治	0466-34-3444	藤沢市 辻堂新町1-11-23
	御所見	0466-48-1002	藤沢市 うちもどり 打戻1760-1
	遠藤	0466-87-3009	藤沢市 えんどう 遠藤2984-3
	長後	0466-44-1622	藤沢市 ちょうご 長後513
	辻堂	0466-34-8661	藤沢市 つじどうにしかいがん 辻堂西海岸2-1-17
	善行	0466-81-4431	藤沢市 ぜんぎょう 善行1-2-3
	湘南大庭	0466-87-1111	藤沢市 おおば 大庭5406-1
	湘南台	0466-45-1600	藤沢市 しょうなんだい 湘南台1-8
公民館	藤沢	0466-22-0019	藤沢市 ほんちょう 本町1-12-17 (Fプレイス)
	済美館 (藤沢公民館分館)	0466-28-4471	藤沢市 ほんちょう 本町4-6-16
	村岡	0466-23-0634	藤沢市 みろくじ 弥勒寺1-7-7
	片瀬しおさいセンター (片瀬公民館分館)	0466-29-6668	藤沢市 かたせ 片瀬4-9-22

市民センター 月曜日～金曜日 / ☎ 8:30～17:00

土曜日・日曜日・祝日 ☎ 8:30～12:00、 13:00～17:00

公民館 ☎ 9:00～22:00 (施設利用時間)

※年末年始及び休館日等にご注意ください。

としようかん
図書館

	TEL	住 所
そうごうしみんとしよかん 総合市民図書館	0466-43-1111	ふじさわししよなんだい 藤沢市湘南台7-18-2
みなみしみんとしよかん 南市民図書館	0466-27-1044	ふじさわしみなみふじさわ 藤沢市南藤沢21-1 (ODAKYU湘南GATE 6階)
つじどうしみんとしよかん 辻堂市民図書館	0466-35-0028	ふじさわしつじどう 藤沢市辻堂2-15-8
しよなんおおばしみんとしよかん 湘南大庭市民図書館	0466-86-1666	ふじさわしおおば 藤沢市大庭5406-4

お休みの日

そうごうしみんとしよかん まいつきだい すいようび しゆくじつ ぼあい よくへいじつ
総合市民図書館／毎月第2・4水曜日(ただし祝日の場合は翌平日)

みなみしみんとしよかん まいつきだい げつようび しゆくじつ ぼあい よくしゆうげつようび しせつてんけんび ねん にち
南市民図書館／毎月第2月曜日(ただし祝日の場合は翌週月曜日)、施設点検日(年1日)

つじどうしみんとしよかん げつようび しゆくじつ ぼあい よくへいじつ
辻堂市民図書館／月曜日(ただし祝日の場合は翌平日)

しよなんおおばしみんとしよかん げつようび しゆくじつ ぼあい よくへいじつ
湘南大庭市民図書館／月曜日(ただし祝日の場合は翌平日)

ほかかくかん とくべつせいりきかん とおかない ねんまつねんし がつ にち がつよつか きゆうかん
●この他各館、特別整理期間(10日以内)と年末年始(12月29日～1月4日)も休館します。

ほかに
その他

	TEL	住 所
かんきようじぎょうせんたー 環境事業センター	0466-87-3912	ふじさわし えんどう 藤沢市 遠藤2023-17
ほけんじよ 保健所	4F ちいきほけんか 地域保健課	ふじさわし くげぬま 藤沢市 鶴沼2131-1
みなみほけんせんたー 南保健センター	1F けんこうか 健康づくり課	0466-50-3522
きたほけんせんたー 北保健センター	けんこうか 健康づくり課	0466-50-8215

にほんご せいかつ しごと しえん じょうほう
日本語・生活・仕事を支援する情報

ふじさわし にほんごきょうしつ しょうかい
藤沢市の日本語教室の紹介

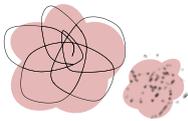
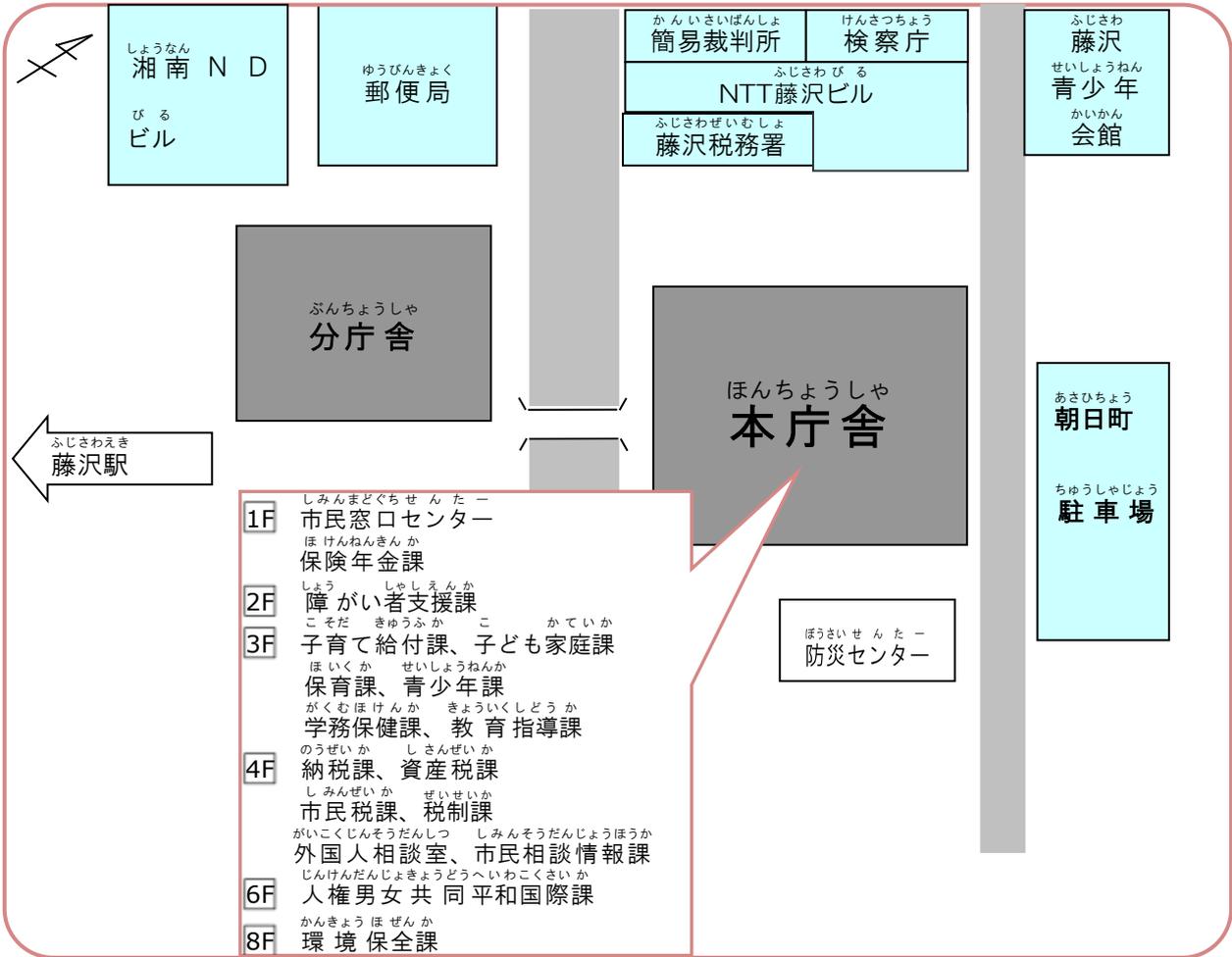
ふじさわし にほんご べんきょう きょうしつ ほーむぺーじ
藤沢市で日本語を勉強することができる教室を、ホームページ
しょうかい みぎ にじげんこーど み
で紹介しています。右の二次元コードから見てください。



せいかつ しごとがいどぶっく
生活・仕事ガイドブック

しゆつにゆうこくざいりゆうかんりちよう にほん あんしん せいかつ はたら
出入国在留管理庁では、日本で安心して生活したり、働い
たりするための情報が書かれた「生活・仕事ガイドブック」を作っ
て しょうほう か せいかつ しごとがいどぶっく つく
ています。右の二次元コードから見てください。
みぎ にじげんこーど み





ねんどばん
2023年度版

せいかつがいと にほんご
ふじさわ生活ガイド (日本語)

ねんがつ
2023年9月

ふじさわし ふじさわしあさひちやう
藤沢市 (藤沢市朝日町1-1)

※ コラム①～⑤は、「マナーブック素材集」(企画:かながわ自治体の国際政策研究会、制作:株式
 がいしやあるく 会社アルク[TEL 03-3323-0026 FAX 03-3323-2486])をもとに、作成しました。

